

昭和二十五年法律第二百一十三号 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律

目次

第一章 総則	(第一條—第五条)
第二章 地方精神保健福祉審議会及び精神医療審査会	(第九条—第十七条)
第三章 精神保健福祉センター (第六条—第八条)	
第四章 精神保健指定医、登録研修機関、精神科病院及び精神科救急医療体制	(第十九条の六—第十九条)
第五章 登録研修機関 (第十九条の六の二十一)	
第六章 精神科救急医療の確保 (第十九条の十二)	
第七章 精神保健指定医 (第十九条の七—第十九条の十)	
第八章 登録研修機関 (第十九条の六の二十一)	
第九章 精神科病院 (第十九条の七—第十九条の六十七)	
第十章 指定医の診察及び措置入院 (第二十条)	
第十一章 任意入院 (第二十条・第二十一条)	
第十二章 医療及び保護 (二条—第三十二条)	
第十三章 医療保護入院等 (第三十三条—第三十五条)	
第十四章 入院者訪問支援事業 (第三十五条の二・第三十五条の三)	
第十五章 精神科病院における処遇等 (第三十六条—第四十条)	
第十六章 虐待の防止 (第四十条の二—第四十一条)	
第十七章 雜則 (第四十一条—第四十四条)	
第十八章 保健及び福祉 (第四十五条の八)	
第十九章 精神障害者保健福祉手帳 (第四十五条の九—第四十五条の二)	
第二十章 雜則 (第五十一条の十一の二—第五十一条の十五)	
第二十一章 精神障害者社会復帰促進センター (第五十一条の二—第五十一条の十一)	
第二十二章 雜則 (第五十二条—第五十七条)	
第二十三章 罰則 (第五十二条—第五十七条)	
第二十四章 第一章 総則 (この法律の目的)	
第二十五章 第九章 罰則 (この法律は、障害者基本法 (昭和四十五年法律第八十四号) の基本的な理念にのつて、その精神障害者の権利の擁護を図りつつ、その	
附則	

医療及び保護を行い、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百一十三号)と相まってその社会復帰の促進及びその自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行い、並びにその規定による自立支援給付及び地域生活支援事業と相まって、医療施設及び教育施設を充実する等精神障害者の医療及び保護並びに保健及び福祉に関する施策を総合的に実施することにより精神障害者が社会復帰をし、自立と社会経済活動への参加ができるよう努めなければならない。

第三条 国民は、精神的健康の保持及び増進に努め、及び精神障害者がその障害を克服して社会復帰をし、自立と社会経済活動への参加をしようと努力に対し、協力するよう努めなければならない。

(精神障害者の社会復帰、自立及び社会参加への配慮)

第四条 医療施設の設置者は、その施設を運営するに当たっては、精神障害者の社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進を図るため、当該施設において医療を受けける精神障害者が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第一項に規定する障害福祉サービスに係る事業(以下「障害福祉サービス事業」という)、同条第十八項に規定する一般相談支援事業(以下「一般相談支援事業」という)その他の精神障害者の福祉に関する事業を行うものとする。

第五条 この法律で「精神障害者」とは、統合失調症、精神作用物質による急性中毒又はその既存症、知的障害その他の精神疾患有する者を目的とする。

(国及び地方公共団体の義務)

第二条 国及び地方公共団体は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による自立支援給付及び地域生活支援事業と相まって、医療施設及び教育施設を充実する等精神障害者の医療及び保護並びに保健及び福祉に関する施策を総合的に実施することにより精神障害者が社会復帰をし、自立と社会経済活動への参加ができるよう努めなければならない。

(国民の義務)

第三条 この法律で「家族等」とは、精神障害者の配偶者、親権を行う者、扶養義務者及び後見人又は保佐人をいう。ただし、次の各号のいずれかに該当する者を除く。

一 行方の知れない者

二 当該精神障害者に対して訴訟をしている者又はした者並びにその配偶者及び直系血族

三 家庭裁判所で免ぜられた法定代理人、保佐人又は補助人

四 当該精神障害者に対して配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成十三年法律第三十一号)第一条第一項に規定する身体に対する暴力等を行つた配偶者その他の当該精神障害者の入院及び処遇についての意思表示を求めることが適切でない者として厚生労働省令で定めるもの

五 心身の故障により当該精神障害者の入院及び処遇についての意思表示を行つて社会復帰をし、自立と社会経済活動への参加をしようとする者として厚生労働省令で定めるもの

六 未成年者

(精神保健福祉センター)

第七条 都道府県が前条の施設を設置したときは、政令の定めるところにより、その設置に要する経費については二分の一、その運営に要する経費については三分の一を補助する。

(条例への委任)

第八条 この法律に定めるもののほか、精神保健福祉センターに関する必要な事項は、条例で定める。

(国の補助)

第九条 都道府県は、精神保健の向上及び精神障害者の福祉の増進を図るための機関(以下「精神保健福祉センター」という)を置くものとする。

(精神保健福祉審議会)

第十条 精神保健福祉審議会は、都道府県知事の職務の機関(以下「地方精神保健福祉審議会」という)を置くことができる。

第十二条 地方精神保健福祉審議会は、都道府県知事の職務の機関(以下「地方精神保健福祉審議会」という)を置くことができる。

第十三条 都道府県は、精神保健及び精神障害者の福祉に関する事項に関して都道府県知事に意見を具申することができる。

第十四条 地方精神保健福祉審議会は、都道府県の組織及び運営に関する事項は、都道府県の条例で定める。

(精神保健及び精神障害者の福祉に関する知識の普及を図り、及び調査研究を行うこと)

第十五条 精神保健及び精神障害者の福祉に関する事業を行うものとすると。

二 精神保健福祉センターは、次に掲げる業務を行ふものとす。

三 精神医療審査会の事務を行うこと。

四 第四十一条第一項の申請に対する決定及び相談及び援助のうち複雑又は困難なものを行うこと。

第五条 第四十一条第一項の申請に対する決定及び相談及び援助のうち複雑又は困難なものを行うこと。

第六条 都道府県は、精神保健の向上及び精神障害者の福祉の増進を図るための機関(以下「精神保健福祉センター」という)を置くものとする。

(精神保健福祉審議会)

第七条 都道府県は、精神保健及び精神障害者の福祉に関する事項に関して都道府県知事に意見を具申することができる。

第八条 削除

(精神保健及び精神障害者の福祉に関する知識の普及を図り、及び調査研究を行うこと)

第九条 削除

(精神保健及び精神障害者の福祉に関する知識の普及を図り、及び調査研究を行うこと)

第十条 削除

(精神保健及び精神障害者の福祉に関する知識の普及を図り、及び調査研究を行うこと)

第十二条 第三十八条の三第二項(同条第六項において準用する場合を含む)及び第三十八条の五第二項の規定による審査を行わせるため、都道府県に、精神医療審査会を置く。

(委員)

第十三条 精神医療審査会の委員は、精神障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支給認定(精神障害者に係るものに限る)するための法律第五十二条第一項に規定する

一項に規定する精神保健指定医である者に限る。精神障害者の保健又は福祉に関し学識経験を有する者及び法律に関する学識経験を有する者のうちから、都道府県知事が任命する。

2 委員の任期は、二年（委員の任期を二年を超える三年以下の期間で都道府県が条例で定める場合にあつては、当該条例で定める期間）とする。（審査の案件の取扱い）

第十四条 精神医療審査会は、その指名する委員五人をもつて構成する合議体で、審査の案件を取り扱う。

2 合議体を構成する委員は、次の各号に掲げる者とし、その員数は、当該各号に定める員数以上とする。

一 精神障害者の医療に関する学識経験を有する者（政令への委任）

二 精神障害者の保健又は福祉に関する学識経験を有する者（精神医療審査会に關する事項は、政令で定める。）

三 法律に関する学識経験を有する者（精神保健指定医）

第十五条 この法律で定めるもののほか、精神医療審査会に關する必要な事項は、政令で定める。

第十六条及び第十七条 削除

（精神保健指定医、登録研修機関、精神科病院及び精神科急救医療体制）

第四章 精神保健指定医、登録研修機関、精神科病院及び精神科急救医療体制

第一節 精神保健指定医

（精神保健指定医）

第十八条 厚生労働大臣は、その申請に基づき、

次に該当する医師のうち第十九条の四に規定する職務を行うのに必要な知識及び技能を有すると認められる者を、精神保健指定医（以下「指定医」という。）に指定する。

一 五年以上診断又は治療に従事した経験を有すること。

二 三年以上精神障害の診断又は治療に従事した経験を有すること。

三 厚生労働大臣が定める精神障害につき厚生労働大臣が定める程度の診断又は治療に従事したこと。

四 厚生労働大臣の登録を受けた者が厚生労働省令で定めるところにより行う研修（申請前三年以内に行われたものに限る。）の課程を修了していること。

2 厚生労働大臣は、前項の規定にかかわらず、第十九条の二第一項又は第二項の規定により指定医の指定を取り消された後五年を経過してい

（職務）

第十九条の四 指定医は、第二十一条第三項及び

第二十九条の五の規定により入院を継続する必要があるかどうかの判定、第三十三条第一項及び第三十三条の六第一項の規定による入院を必

要とするかどうか及び第二十条の規定による入院が行われる状態にないかどうかの判定、第三十三条第六項第一号の規定による同条第一項第一号に掲げる者に該当するかどうかの判定、第三十六条第三項に規定する行動の制限を必要とするかどうかの判定、第三十八条の二第一項に規定する報告事項に係る入院中の者の診察並びに第四十条の規定により一時退院させて経過を見ることが適當かどうかの判定の職務を行う。

2 指定医は、前項に規定する職務のほか、公務員として、次に掲げる職務を行う。

一 第二十九条第一項及び第二十九条の二第一項の規定による入院を必要とするかどうかの判定

二 第二十九条の二の二第三項（第三十四条第四項において準用する場合を含む。）に規定する行動の制限を必要とするかどうかの判定

三 第二十九条の四第二項の規定により入院を継続する必要があるかどうかの判定

四 第三十四条第一項及び第三項の規定による移送を必要とするかどうかの判定

五 第三十八条の三第三項（同条第六項において準用する場合を含む。）及び第三十八条の五第四項の規定による診察

六 第三十八条の六第一項及び第四十条の五第六項の規定による立入検査、質問及び診察

七 第三十八条の七第二項の規定により入院を継続する必要があるかどうかの判定

八 第四十五条の二第四項の規定による診察

3 指定医は、その勤務する医療施設の業務に支障がある場合その他やむを得ない理由がある場合を除き、前項各号に掲げる職務を行うよう都道府県知事から求めがあつた場合には、これに応じなければならない。

（診療録の記載義務）

第十九条の四の二 指定医は、前条第一項に規定する職務を行つたときは、遅滞なく、当該指定医の氏名その他厚生労働省令で定める事項を診療録に記載しなければならない。

（指定医の位置）

第十九条の五 第二十九条第一項、第二十九条の二第一項、第三十三条第一項から第三項まで又は第三十三条の六第一項若しくは第二項の規定により精神障害者を入院させている精神科病院

（精神科病院以外の病院で精神病室が設けられているものを含む。第十九条の十を除き、以下同じ。）の管理者は、厚生労働省令で定めると

ころにより、その精神科病院に常時勤務する指定医（第十九条の二第二項の規定によりその職務を停止されている者を除く。第五十三条第一項を除き、以下同じ。）を置かなければならぬ。

（政令及び省令への委任）

第十九条の六 この法律に規定するもののほか、指定医の指定に関して必要な事項は政令で、第十八条第一項第四号及び第十九条第一項の規定による研修に關して必要な事項は厚生労働省令

で定める。

第二節 登録研修機関

（登録）

第十九条の六の二 第十八条第一項第四号又は第十九条第一項の登録（以下この節において「登録」という。）は、厚生労働省令で定めるところにより、第十八条第一項第四号又は第十九条第一項の研修（以下この節において「研修」という。）を行おうとする者の申請により行う。

（欠格条件）

2 次の各号のいずれかに該当する者は、登録を受けることができない。

一 この法律若しくはこの法律に基づく命令又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律若しくは同法に基づく命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

2 第十九条の六の十三の規定により登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

三 法人であつて、その業務を行う役員のうち前に前二号のいずれかに該当する者があるもの

（登録基準）

第十九条の六の四 厚生労働大臣は、第十九条の六の二の規定により登録を申請した者が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。

一 別表の第一欄に掲げる科目を教授し、その

時間数が同表の第三欄又は第四欄に掲げる時

間数以上であること。

二 别表の第二欄で定める条件に適合する学識経験を有する者が前号に規定する科目を教授するものであること。

2 登録は、研修機関登録簿に登録を受ける者の氏名又は名称、住所、登録の年月日及び登録番号を記載してするものとする。

(登録の更新)
第十九条の六の五 登録は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

二 前条の規定は、前項の登録の更新について準用する。

(研修の実施義務)

第十九条の六の六 登録を受けた者（以下「登録研修機関」という。）は、正当な理由がある場合を除き、毎事業年度、研修の実施に関する計画（以下「研修計画」という。）を作成し、研修計画に従つて研修を行わなければならない。

二 登録研修機関は、公正に、かつ、第十八条第一項第四号又は第十九条第一項の厚生労働省令で定めるところにより研修を行わなければならぬ。

三 登録研修機関は、毎事業年度の開始前に、第一項の規定により作成した研修計画を厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

（変更の届出）
第十九条の六の七 登録研修機関は、その氏名若しくは名称又は住所を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

（業務規程）
第十九条の六の八 登録研修機関は、研修の業務に関する規程（以下「業務規程」という。）を定め、研修の業務の開始前に、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

二 業務規程には、研修の実施方法、研修に関する料金その他の厚生労働省令で定める事項を定め、おかなければならない。

(財務諸表等の備付け及び閲覧等)

第十九条の六の九 登録研修機関は、研修の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするとときは、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

（財務諸表等の備付け及び閲覧等）
第十九条の六の十 登録研修機関は、毎事業年度経過後三月以内に、当該事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚に

よつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）の作成がされている場合における該電磁的記録を含む。次項及び第五十七条において「財務諸表等」という。）を作成し、五年間事務所に備えて置かなければならない。

二 研修を受けようとする者その他の利害関係人は、登録研修機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、登録研修機関の定めた費用を支払わなければならない。

一 財務諸表等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二 前号の書面の謄本又は抄本の請求

三 財務諸表等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を厚生労働省令で定める方法により表示したものとの閲覧又は謄写の請求

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて厚生労働省令で定めるものにより提供することとの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

（適合命令）

第十九条の六の十一 登録研修機関が第十九条の六の四第一項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その登録研修機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができ

（改善命令）

第十九条の六の十二 厚生労働大臣は、登録研修機関が第十九条の六の六第一項又は第二項の規定に違反していると認めるときは、その登録研修機関に対し、研修を行うべきこと又は研修の実施方法その他の業務の方法の改善に關し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（報告の徵収及び立入検査）

第十九条の六の十三 厚生労働大臣は、登録研修機関が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消し、又は期間を定めて研修の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

（登録の取消し等）

第十九条の六の十四 厚生労働大臣は、登録研修機関が天災その他事由により研修の業務の全部又は一部を実施する事が困難となつたときその他必要があると認めるとときは、当該研修の業務の全部又は一部を自ら行うことができる。

（前項の規定により厚生労働大臣が行う研修を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める金額の手数料を納付しなければならない。）

第十九条の六の十五 厚生労働大臣は、登録を受ける者がいないとき、第十九条の六の九の規定による研修の業務の全部又は一部を休止又は廢止の届出があつたとき、第十九条の六の十三の規定により登録を取り消し、又は登録研修機関に対し研修の業務の全部若しくは一部を行わないこと

（厚生労働大臣による研修業務の実施）

第十九条の六の十六 厚生労働大臣は、研修の業務の全部又は一部を自ら行う場合における研修の業務の引継ぎその他の必要な事項については、厚生労働省令で定める。

（報告の徵収及び立入検査）

第十九条の六の十七 厚生労働大臣は、次の場合には、その旨を公示しなければならない。

（公示）
一 第十九条の六の三第一号又は第三号に該当するに至つたとき。

二 第十九条の六の六第三項、第十九条の六の九、第七、第十九条の六の八、第十九条の六の九、第十九条の六の十の規定による届出があつたとき。

第十九条の六の十 第二項又は次条の規定に違反したとき。

二 第十九条の六の七の規定による届出があつたとき。

三 第十九条の六の九の規定による届出があつたとき。

四 第十九条の六の十三の規定により登録を取扱い消し、又は研修の業務の停止を命じたとき。

五 不正の手段により登録を受けたとき。

（帳簿の備付け）

第十九条の六の十四 登録研修機関は、厚生労働省令で定めるところにより、帳簿を備え、研修に関し厚生労働省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

（厚生労働大臣による研修業務の実施）

第十九条の六の十五 厚生労働大臣は、登録を受ける者がいないとき、第十九条の六の九の規定による研修の業務の全部又は一部を休止又は廢止の届出があつたとき、第十九条の六の十三の規定により登録を取り消し、又は登録研修機関に対し研修の業務の全部若しくは一部を行わないこと

（都道府県立精神科病院）

第十九条の七 都道府県は、精神科病院を設置しなければならない。ただし、次条の規定による指定病院がある場合には、その設置を延長することができる。

（都道府県又は都道府県及び都道府県以外の地方公共団体が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第二百五十九号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。）が精神科病院を設置している場合には、当該都道府県については、前項の規定は、適用しない。）

（指定病院）

第十九条の八 都道府県知事は、国、都道府県並びに都道府県又は都道府県及び都道府県以外の地方公共団体が設立した地方独立行政法人（以下「国等」という。）以外の者が設置した精神科病院であつて厚生労働大臣の定める基準に適合するものの全部又は一部を、その設置者の同意を得て、都道府県が設置する精神科病院に代わる施設（以下「指定病院」という。）として指定することができる。

（指定の取消し）

第十九条の九 都道府県知事は、指定病院が、前条の基準に適合しなくなつたとき、又はその運営方法がその目的遂行のために不適当であると認めたときは、その指定を取り消すことができる。

（昭和二十三年法律第二百五十九号）第七十二条第一項の規定による権限は、犯罪捜査のため

（認めたものと解釈してはならない。）

一 登録をしたとき。

二 第十九条の六の七の規定による届出があつたとき。

三 第十九条の六の九の規定による届出があつたとき。

四 第十九条の六の十三の規定により登録を取扱い消し、又は研修の業務の停止を命じたとき。

五 第十九条の六の十五の規定により厚生労働大臣が研修の業務の全部若しくは一部を自ら行うものとするとき、又は自ら行つていた研修の業務の全部若しくは一部を行わないこととするとき。

一項に規定する都道府県医療審議会の意見を聴かなければならない。

厚生労働大臣は、第一項に規定する都道府県知事の権限に属する事務について、指定病院に入院中の者の待遇を確保する緊急の必要があると認めるときは、都道府県知事に対し同項の事務を行うことを指示することができる。

(国)の補助)

第十九条の十 国は、都道府県が設置する精神科病院及び精神科病院以外の病院に設ける精神病室の設置及び運営に要する経費(第三十三条第一項の規定により都道府県が負担する費用を除く)。次項において同じ。)に対し、政令の定め

國は、營利を目的としない法人が設置する精神科病院及び精神科病院以外の病院に設ける精神病室の設置及び運営に要する経費に対し、政令の定めるところにより、その二分の一以内を補助することができる。

第四節 精神科救急医療の確保

第十九条の十一 都道府県は、精神障害の救急医療が適切かつ効率的に提供されるように、夜間又は休日において精神障害の医療を必要とする精神障害者又はその家族等の他の関係者からの相談に応ずること、精神障害の救急医療を提供する医療施設相互間の連携を確保することその他地域の実情に応じた体制の整備を図るよう努めるものとする。

2 都道府県知事は、前項の体制の整備に当つては、精神科病院その他の精神障害の医療を提供する施設の管理者、当該施設の指定医その他

の関係者に対し、必要な協力を求めることができ

の申出があつた場合においては、その者を退院させなければならない。

前項に規定する場合において、精神科病院の管理者は、指定医による診察の結果、当該任意入院者の医療及び保護のため入院を継続する必要があると認めたときは、同項の規定による登録を受けていることその他の厚生労働省令で定める基準に該当する者に限る。以下「特定医師」という。)に任意入院者の診察を行わせることができる。(この場合において、診察の結果、当該任意入院者の医療及び保護のため入院を継続する必要があると認められたときは、前二項の規定にかかるらず、十二時間限り、その者を退院させないことができる。この場合において、診察を行つた場合について準用する。この場合において、同条中「指定医は、前条第一項」とあるのは、「第二十一条第四項に規定する特定医師は、同項」と、「当該指定医」とあるのは、「当該特定医師」と読み替えるものとする。

精神科病院の管理者は、第四項後段の規定による措置を探つたときは、遅滞なく、厚生労働省令で定めるところにより、当該措置に関する記録を作成し、これを保存しなければならない。

第五章 医療及び保護

第一節 任意入院

第二十条 精神科病院の管理者は、精神障害者を入院させる場合においては、本人の同意に基づいて、精神科病院その他の精神障害の医療を提供する施設の管理者、当該施設の指定医その他

の関係者に対し、必要な協力を求めることができ

2 精神科病院の管理者は、第三項又は第四項後段の規定による措置を探る場合においては、当該任意入院者に対し、当該措置を探る旨及びその理由、第三十八条の四の規定による退院等の請求に関することその他の厚生労働省令で定める事項を書面で知らせなければならない。

第二十一条 精神障害者が自ら入院する場合においては、精神科病院の管理者は、その入院に際し、当該精神障害者に対して第三十八条の四の規定による退院等の請求に関することその他の厚生労働省令で定める事項を書面で知らせ、当該精神障害者から自ら入院する旨を記載した書面を受けなければならない。

精神科病院の管理者は、自ら入院した精神障害者(以下「任意入院者」という。)から退院

させなければならない。(厚生労働省令で定める基準に適合すると都道府県知事が認めるものに限る。)の管理者は、指定医による診察の結果、当該任意入院者の医療及び保護のため入院を継続する必要があると認めたときは、同項の規定による登録を受けていることその他の厚生労働省令で定める基準に該当すると認められるものから退院の申請があつたときは、直ちに、その旨を、最寄りの精神科病院の管理者及び保護観察所の長に通報し、直ちに、その旨を、最寄りの保健所長を通じて都道府県知事に通報しなければならない。

第二十二条 警察官は、職務を執行するに当たり、異常な挙動その他周囲の事情から判断して、精神障害のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがあると認められる者を発見したときは、直ちに、その旨を、最寄りの保健所長を通じて都道府県知事に通報しなければならない。

(警察官の通報)

第二十三条 檢察官は、職務を執行するに当たり、精神障害者又はその疑いのある被疑者又は被告人について、不起訴処分をしたとき、又は裁判(懲役若しくは禁錮の刑を言い渡し、その刑の全部の執行猶予の言渡しをせず、又は拘留の刑を言い渡す裁判を除く。)において、同条中「指定医は、前条第一項」とあるのは、「第二十一条第四項に規定する特定医師は、同項」と、「当該指定医」とあるのは、「当該特定医師」と読み替えるものとする。

精神科病院の管理者は、第四項後段の規定による措置を探つたときは、遅滞なく、厚生労働省令で定めるところにより、当該措置に関する記録を作成し、これを保存しなければならない。

第二十四条 檢察官は、精神障害者又はその疑いのある被疑者又は被告人について、不起訴処分をしたとき、又は裁判(懲役若しくは禁錮の刑を言い渡し、その刑の全部の執行猶予の言渡しをせず、又は拘留の刑を言い渡す裁判を除く。)において、同条中「指定医は、前条第一項」とあるのは、「第二十一条第四項に規定する特定医師は、同項」と、「当該指定医」とあるのは、「当該特定医師」と読み替えるものとする。

精神科病院の管理者は、第四項後段の規定による措置を探つたときは、遅滞なく、厚生労働省令で定めるところにより、当該措置に関する記録を作成し、これを保存しなければならない。

(心神喪失等の状態で重大な他害行為を行つた者に係る通報)

第二十五条 檢察官は、精神障害者若しくはその疑いのある被疑者若しくは被告人又は心神喪失等の状態で重大な他害行為を行つた者の医療及び観察等に関する法律(平成十五年法律第百十号)第三十三条第一項の申立てをしたときは、この限りでない。

2 檢察官は、前項本文に規定する場合のほか、精神障害者若しくはその疑いのある被疑者若しくは被告人又は心神喪失等の状態で重大な他害行為を行つた者の医療及び観察等に関する法律(同法第二条第二項に規定する対象者をいう。第二十六条の三及び第四十四条第一項において同じ。)について、特に必要があると認められたときは、速やかに、都道府県知事に通報しなければならない。

(保護観察所の長の通報)

第二十六条の二 精神科病院の管理者は、入院中の精神障害者であつて、第二十九条第一項の要件に該当すると認められるものから退院の申請があつたときは、直ちに、その旨を、最寄りの保健所長を通じて都道府県知事に届け出なければならない。

(精神科病院の届出)

第二十七条 都道府県知事は、第二十二条から前条までの規定による申請、通報又は届出のあつた者について調査の上必要があると認めるときは、その指定する指定医をして診察をさせなければならぬ。

2 都道府県知事は、入院させなければ精神障害のため自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがあることが明らかである者については、その指定する指定医をして診察をさせなければならぬ。

3 都道府県知事は、前二項の規定による申請、通報又は届出がない場合においても、その指定する指定医をして診察をさせることができる。

4 指定医及び前項の当該職員は、前三項の職務を行うに当たつて必要な限度においてその者の居住する場所へ立ち入りることができる。

5 第十九条の六の十六第二項及び第三項の規定によつて立入りについて準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは、「第二十七条第四項」と、「当該職

二 申請者の住所、氏名及び生年月日

二 本人の現在場所、居住地、氏名、性別及び生年月日

三 症状の概要

四 現に本人の保護の任に当たつている者があるときはその者の住所及び氏名

(警察官の通報)

第二十四条 檢察官は、精神障害者又はその疑いのある被疑者又は被告人について、不起訴処分をしたとき、又は裁判(懲役若しくは禁錮の刑を言い渡し、その刑の全部の執行猶予の言渡しをせず、又は拘留の刑を言い渡す裁判を除く。)において、同条中「指定医は、前条第一項」とあるのは、「第二十一条第四項に規定する特定医師は、同項」と、「当該指定医」とあるのは、「当該特定医師」と読み替えるものとする。

精神科病院の管理者は、第四項後段の規定による措置を探つたときは、遅滞なく、厚生労働省令で定めるところにより、当該措置に関する記録を作成し、これを保存しなければならない。

(心神喪失等の状態で重大な他害行為を行つた者に係る通報)

第二十五条 檢察官は、精神障害者若しくはその疑いのある被疑者若しくは被告人又は心神喪失等の状態で重大な他害行為を行つた者の医療及び観察等に関する法律(平成十五年法律第百十号)第三十三条第一項の申立てをしたときは、この限りでない。

2 檢察官は、前項本文に規定する場合のほか、精神障害者若しくはその疑いのある被疑者若しくは被告人又は心神喪失等の状態で重大な他害行為を行つた者の医療及び観察等に関する法律(同法第二条第二項に規定する対象者をいう。第二十六条の三及び第四十四条第一項において同じ。)について、特に必要があると認められたときは、速やかに、都道府県知事に通報しなければならない。

(保護観察所の長の通報)

第二十六条の二 保護観察所の長は、保護観察に付されている者が精神障害者又はその疑いのある者であることを知つたときは、速やかに、その旨を都道府県知事に通報しなければならない。

(矯正施設の長の通報)

第二十七条 都道府県知事は、前二項までの規定による申請、通報又は届出のあつた者について調査の上必要があると認めたときは、直ちに、その旨を、最寄りの保健所長を通じて都道府県知事に届け出なければならない。

2 都道府県知事は、入院させなければ精神障害のため自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがあることが明らかである者については、その指定する指定医をして診察をさせなければならぬ。

3 都道府県知事は、前二項までの規定による申請、通報又は届出がない場合においても、その指定する指定医をして診察をさせることができる。

4 第十九条の六の十六第二項及び第三項の規定によつて立入りについて準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは、「第二十七条第四項」と、「当該職

一 帰住地がない場合は当該矯正施設の所在地の都道府県知事に通報しなければならない。

二 本人の帰住地、氏名、性別及び生年月日

三 症状の概要

四 引取人の住所及び氏名

(精神科病院の届出)

第二十六条の二 精神科病院の管理者は、入院中の精神障害者であつて、第二十九条第一項の要件に該当すると認められるものから退院の申請があつたときは、直ちに、その旨を、最寄りの保健所長を通じて都道府県知事に届け出なければならない。

(精神科病院の届出)

第二十七条 都道府県知事は、第二十二条から前条までの規定による申請、通報又は届出のあつた者について調査の上必要があると認めたときは、直ちに、その旨を、最寄りの保健所長を通じて都道府県知事に届け出なければならない。

2 都道府県知事は、入院させなければ精神障害のため自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがあることが明らかである者については、その指定する指定医をして診察をさせなければならぬ。

3 都道府県知事は、前二項の規定により診察をさせられる場合には、当該職員を立ち会わせなければならない。

4 指定医及び前項の当該職員は、前三項の職務を行うに当たつて必要な限度においてその者の居住する場所へ立ち入りることができる。

5 第十九条の六の十六第二項及び第三項の規定によつて立入りについて準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは、「第二十七条第四項」と、「当該職

員」とあるのは、「指定医及び当該職員」と、同条第三項中「第一項」とあるのは、「第一二十七条第四項」と読み替えるものとする。
(診察の通知)

第二十八条 都道府県知事は、前条第一項の規定により診察をさせるに当つて現に本人の保護の任に当つている者がある場合には、あらかじめ、診察の日時及び場所をその者に通知しなければならない。

2 後見人又は保佐人、親権を行う者、配偶者その他現に本人の保護の任に当たつている者は、前条第一項の診察に立ち会うことができる。
(判定の基準)

第二十九条の二 第二十七条第一項又は第二項の規定により診察をした指定医は、厚生労働大臣の定める基準に従い、当該診察をした者が精神障害者であり、かつ、医療及び保護のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがあるかどうかの判定を行わなければならない。
(都道府県知事による入院措置)

第二十九条 都道府県知事は、第二十七条の規定による診察の結果、その診察を受けた者が精神障害者であり、かつ、医療及び保護のために入院させなければその精神障害のために自身を傷つけ又は他人を害するおそれが著しいと認めたときは、その病院に入院させることができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による入院措置を探つたときは、速やかに、その者につき、前条第一項の規定による入院措置を探るかどうかを決定しなければならない。

3 第一項の規定による入院の期間は、七十二時間を超えることができない。

4 第二十七条第四項及び第五項並びに第二十八条の二の規定は第一項の規定による診察について、前条第三項の規定は第一項の規定による入院措置を探る場合について、同条第四項の規定は第一項の規定により入院する者の入院について準用する。

2 前項の場合において都道府県知事がその者を入院させるには、その指定する二人以上の指定医の診察を経て、その者が精神障害者であり、かつ、医療及び保護のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがあると認められたときは、その者を国等の設置した精神科病院又は指定病院に入院させることができる。

3 前項の場合において都道府県知事がその者を入院させるには、その指定する二人以上の指定医の診察を経て、その者が精神障害者であり、かつ、医療及び保護のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがあると認めることについて、各指定医の診察の結果が一致した場合でなければならぬ。

都道府県知事は、第一項の規定による入院措置を探る場合においては、当該精神障害者及びその家族等であつて第二十八条第一項の規定による通知を受けたもの又は同条第二項の規定による立会いを行つたものに対し、当該入院措置を採る旨及びその理由、第三十八条の四の規定による退院等の請求に関することその他厚生労働省令で定める事項を書面で知らせなければならぬ。

4 国等の設置した精神科病院及び指定病院の管理者は、病床(病院の一部について第十九条の二第一項の規定により入院した者について、都道府県知事から第二十九条第一項の規定に

八の指定を受けている指定病院にあつてはその指定に係る病床)に既に第一項又は次条第一項の規定により入院をさせた者がいるため余裕がない場合は、第一項の精神障害者を入院させなければならない。

第二十九条の二 都道府県知事は、前条第一項の要件に該当すると認められる精神障害者又はその疑いのある者について、急速を要し、第二十七条、第二十八条及び前条の規定による手続を採ることができない場合において、その指定する指定医をして診察をさせた結果、その者が精神障害者であり、かつ、直ちに入院させればその精神障害のために自身を傷つけ又は他人を害するおそれが著しいと認めたときは、その者を前条第一項に規定する精神科病院又は指定病院に入院させることができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による入院措置を探つたときは、速やかに、その者につき、前条第一項の規定による入院措置を探るかどうかを決定しなければならない。

3 第一項の規定による入院の期間は、七十二時間を超えることができない。

4 第二十七条第四項及び第五項並びに第二十八条の二の規定は第一項の規定による診察について、前条第三項の規定は第一項の規定による入院措置を探る場合について、同条第四項の規定は第一項の規定により入院する者の入院について準用する。

2 前項の場合において都道府県知事がその者を退院させるには、その者が入院を継続しなくてもその精神障害のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがないと認められるに至つたときは、直ちに、その者を退院させなければならない。

3 第一項の規定による入院の期間は、七十二時間を超えることができない。

4 第二十七条第四項及び第五項並びに第二十八条の二の規定は第一項の規定による診察について、前条第三項の規定は第一項の規定による入院措置を探る場合について、同条第四項の規定は第一項の規定により入院する者の入院について準用する。

2 前項の場合において都道府県知事は、第二十九条第一項の規定による入院措置を探る場合においては、当該精神障害者を、当該入院措置に係る病院に移送しなければならない。

3 都道府県知事は、前項の規定により移送を行う場合においては、当該精神障害者に対し、当該移送を行う旨その他厚生労働省令で定める事項を書面で知らせなければならない。

都道府県知事は、第一項の規定により移送を行う場合には、当該精神障害者を診察した指定医が必要と認めたときは、その者の医療又は保護に欠くことのできない限度において、厚生労働大臣があらかじめ社会保障審議会の意見を聴いて定める行動の制限を行うことができる。

第二十九条の三 第二十九条第一項に規定する精神科病院又は指定病院の管理者は、第二十九条の二第一項の規定により入院した者について、都道府県知事から第二十九条第一項の規定に

よる入院措置を探らない旨の通知を受けたとき、又は第二十九条の二第三項の期間内に第二十九条第一項の規定による入院措置を探る旨の通知がないときは、直ちに、その者を退院させなければならない。(入院措置の解除)

第二十九条の四 都道府県知事は、第二十九条第一項の規定により入院した者(以下「措置入院者」という。)が、入院を継続しなくてもその精神障害のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがないと認められるに至つたときは、直ちに、その者を退院させなければならない。

この場合においては、都道府県知事は、あらかじめ、その者を入院させていたる同項に規定する精神科病院又は指定病院の管理者の意見を開くものとする。

2 前項の場合において都道府県知事がその者を退院させるには、その者が入院を継続しなくてもその精神障害のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがないと認められることについて、その指定する指定医による診察の結果又は次条の規定による診察の結果に基づく場合でなければならぬ。

3 第一項の規定による入院の期間は、七十二時間を超えることができない。

4 第二十七条第四項及び第五項並びに第二十八条の二の規定は第一項の規定による診察について、前条第三項の規定は第一項の規定による入院措置を探る場合について、同条第四項の規定は第一項の規定により入院する者の入院について準用する。

2 前項の場合において都道府県知事がその者を退院させるには、その者が入院を継続しなくてもその精神障害のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがないと認められることについて、その指定する指定医による診察の結果又は次条の規定による診察の結果に基づく場合でなければならぬ。

3 第一項の規定による入院の期間は、七十二時間を超えることができない。

4 第二十七条第四項及び第五項並びに第二十八条の二の規定は第一項の規定による診察について、前条第三項の規定は第一項の規定による入院措置を探る場合について、同条第四項の規定は第一項の規定により入院する者の入院について準用する。

2 前項の場合において都道府県知事は、第二十九条第一項の規定による入院措置を探る場合においては、当該精神障害者を、当該入院措置に係る病院に移送しなければならない。

3 都道府県知事は、前項の規定により移送を行う場合においては、当該精神障害者を診察した指定医が必要と認めたときは、その者の医療又は保護に欠くことのできない限度において、厚生労働大臣で定める事項を最寄りの保健所長を経て都道府県知事に届け出なければならない。

おそれがないと認められるに至つたときは、直ちに、その旨、その者の症状その他厚生労働省令で定める事項を最寄りの保健所長を経て都道府県知事に届け出なければならない。

(措置入院者の退院による地域における生活への移行を促進するための措置)

第二十九条の六 措置入院者を入院させている第二十九条第一項に規定する精神科病院又は指定病院の管理者は、精神保健福祉士その他厚生労働省令で定める資格を有する者のうちから、厚生労働省令で定めるところにより、退院後生活環境相談員を選任し、その者に措置入院者の退院後の生活環境に関し、措置入院者及びその家族等からの相談に応じさせ、及びこれらの者に対する必要な情報の提供、助言その他の援助を行わせなければならない。

第二十九条の七 措置入院者を入院させている第二十九条第一項に規定する精神科病院又は指定病院の管理者は、措置入院者又はその家族等が

ら求めがあつた場合その他措置入院者の退院による地域における生活への移行を促進するため必要があると認められる場合には、これらの者に對して、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる者(第三十三条の五において「地域援助事業者」という。)を紹介しなければならない。

一般相談支援事業又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第十九項に規定する特定相談支援事業(第四十九条第一項において「特定相談支援事業」という。)を行う者

二 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十七条第一項第三号又は第三項各号に掲げる事業を行う者

三 介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第八条二十四項に規定する居宅介護支援事業を行なう者

四 前三号に掲げる者のほか、地域の精神障害者又は福祉に関する各般の問題につき精神障害者又は福祉の家族等からの相談に応じ必要な情報の提供、助言その他の援助を行う事業を行なうことができる認められる者として厚生労働省令で定めるもの

五 八条第二十四項に規定する居宅介護支援事業を行なう者

六 精神障害者又はその家族等からの相談に応じ必要な情報の提供、助言その他の援助を行う事業を行なうことができる者として厚生労働省令で定めるもの

七 八条第二十四項に規定する居宅介護支援事業を行なう者

八 国等の設置した精神科病院又は指定病院が行つた医療が前条に規定する診療方針及び第二十九条の二第二項の規定により入院する者について国等の設置した精神科病院又は指定病院が行つた医療が前条に規定する診療方針に適合するかどうかについての審査及びその医療に要する費用の額の算定並びに国等又は指定病院の設置者に対する診療報酬の支払に関する事務を社会保険診療報酬支払基金に委託することができる。

(費用の負担)

第三十条 第二十九条第一項及び第二十九条の二第一項の規定により都道府県知事が入院させた精神障害者の入院に要する費用は、都道府県が負担する。

国は、都道府県が前項の規定により負担する費用を支弁したときは、政令の定めるところにより、その四分の三を負担する。

(他の法律による医療に関する給付との調整)

第三十一条の二 前条第一項の規定により費用の負担を受ける精神障害者が、健康保険法(大正三十年法律第七十号)、国民健康保険法(昭和十三年法律第百九十二号)、船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)、労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)、国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第八十号)又は介護保険法の規定により医療に関する給付を受けることができる者は、都道府県は、その限度において、同項の規定による負担をすることが要しない。

(費用の徴収)

第三十二条 都道府県知事は、第二十九条第一項及び第二十九条の二第一項の規定により入院させた精神障害者又はその扶養義務者が入院に要する費用を負担することができると認めたときは、その費用の全部又は一部を徴収することができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による費用の徴収に関必要があると認めるときは、当該精神障害者又はその扶養義務者の収入の状況につき、当該精神障害者若しくはその扶養義務者に対する報告を求め、又は官公署に対し必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求めることができ

第三節 削除

医療保護入院等

(医療保護入院)

第三十三条 精神科病院の管理者は、次に掲げる者について、その家族等のうちいざれかの者の同意があるときは、本人の同意がなくても、六月以内で厚生労働省令で定める期間を定め、その者を入院させることができ

一 指定医による診察の結果、精神障害者であ

り、かつ、医療及び保護のため入院の必要がある者であつて当該精神障害のために第二十条の規定による入院が行われる状態にないと

判定されたもの

2 第三十一条第一項の規定により移送され

た者

精神科病院の管理者は、前項第一号に掲げる族等の全員がその意思を表示することができず、若しくは同項の規定による同意若しくは不同意の意思表示を行わない場合において、その

者の居住地(居住地がないか、又は明らかでないときは、その者の現在地)第四十五条第一項

を除き、以下同じ。)を管轄する市町村長(特別区の長を含む。以下同じ。)の同意があるとき

は、本人の同意がなくとも、六月以内で厚生労働省令で定める期間の範囲内の期間を定め、これらの規定による入院の期間(この項の規定により入院の期間が更新されたときは、その更新後の入院の期間)を更新することができる。

3 指定医による診察の結果、なお第一項第一号に掲げる者に該当すること。

2 厚生労働省令で定める者により構成される委員会において当該医療保護入院者の退院に

よる地域における生活への移行を促進するた

めの措置について審議が行われたこと。

3 第二項の規定により移送された者について、そ

者の居住地を管轄する市町村長の同意があるときも、同様とする。

4 前二項に規定する場合において、精神科病院

及び第二十九条の二第一項の規定により入院させた精神障害者又はその扶養義務者が入院に要する費用を負担することができると認めたときは、その限度において、同項の規定による負担をすることが要しない。

(費用の徴収)

第三十三条の二 都道府県知事は、第二十九条第一項

及び第二十九条の二第一項の規定により入院させた精神障害者又はその扶養義務者が入院に要する費用を負担することができる者であるときは、都道

府(厚生労働省令で定める基準に適合すると都道

府県知事が認めるものに限る。)の管理者は、

緊急その他やむを得ない理由があるときは、指

定医に代えて特定医師に診察を行わせることが

できる。この場合において、診察の結果、精神

障害者であり、かつ、医療及び保護のため入院

の必要がある者であつて当該精神障害のために

第二十条の規定による入院が行われる状態にな

いと判定されたときは、前二項の規定にかかる

らず、本人の同意がなくても、十二時間限り

り、その者を入院させることができる。

4 第十九条の四の二の規定は、前項の規定によ

り診察を行つた場合について準用する。この場

合において、同条中「指定医は、前条第一項」

とあるのは、「第二十一条第四項に規定する特定

医師は、第三十三条第三項」と、「当該指定医」とあるのは、「当該特定医師」と読み替える

第三十三条の三 精神科病院の管理者は、第三十

三条第一項、第二項若しくは第三項後段の規定による入院措置を採る場合又は同条第六項の規定による入院の期間の更新をする場合においては、当該精神障害者及びその家族等であつて同

条第一項又は第六項の規定による同意をしたも

のに對し、当該入院措置を採る旨又は当該入院

の期間の更新をする旨及びその理由、第三十八

条の四の規定による退院等の請求に関するこ

とが更新されたときは、その更新後の入院の期

間)を更新することができる。

5 精神科病院の管理者は、厚生労働省令で定め

るところにより、医療保護入院者の家族等に第

六項の規定によるその同意に関必要な事項を

通知しなければならない。この場合において、

厚生労働省令で定める日までにその家族等のい

ずれの者からも同項の規定による入院の期間の

更新について不同意の意思表示を受けなかつた

ときは、同項の規定による家族等の同意を得た

ものとみなすことができる。ただし、当該同意の趣旨に照らし適当でない場合として厚生労働

省令で定める場合においては、この限りでな

い。

6 精神科病院の管理者は、第一項、第二項若し

くは第三項後段の規定による入院措置を採つたとき、又は第六項の規定による入院の期間の更

新をしたときは、十日以内に、その者の症状によ

うして、他の厚生労働省令で定める事項を当該入院又は

当該入院の期間の更新について同意をした者の旨

を得たものとみなした場合においては、その旨

を示し、最寄りの保健所長を経て都道府県知

事に届け出なければならない。

7 精神科病院の管理者は、医療保

護入院者を退院させたときは、十日以内に、そ

の旨及び厚生労働省令で定める事項を最寄りの

保健所長を経て都道府県知事に届け出なければ

ならない。

8 精神科病院の管理者は、前項ただし書の規定

により同項本文に規定する事項を書面で知らせ

るまでの間であつて、その症状に照らし、そ

者の医療及び保護を図る上で支障があると認

められる間においては、この限りでない。

9 精神科病院の管理者は、厚生労働省令で定め

るところにより、医療保護入院者の家族等に第

七項の規定によるその同意に関必要な事項を

通知しなければならない。この場合において、

厚生労働省令で定める日までにその家族等のい

ずれの者からも同項の規定による入院の期間の

更新について不同意の意思表示を受けなかつた

及び保護を図る上で著しく支障がある者であつて、当該精神障害のために第二十条の規定による入院が行われる状態にないと判定されたもの

二 第三十四条第三項の規定により移送された者

前項に規定する場合において、同項に規定する精神科病院の管理者は、緊急その他やむを得ない理由があるときは、指定医に代えて特定医師に同項の医療及び保護の依頼があつた者の診察を行わせることができる。この場合において、診察の結果、その者が、精神障害者であり、かつ、直ちに入院させなければその者の医療及び保護を図る上で著しく支障がある者であつて、当該精神障害のために第二十条の規定による入院が行われる状態にないと判定されたときは、同項の規定にかかわらず、本人の同意がなくとも、十二時間限り、その者を入院させることができ。

3 第十九条の四の二の規定は、前項の規定により診察を行つた場合について準用する。この場合において、同条中「指定医は、前条第一項」とあるのは、「第二十二条第四項に規定する特定医師は、第三十三条の六第二項」と、「当該指定医」とあるのは、「当該特定医師」と読み替えるものとする。

4 第一項に規定する精神科病院の管理者は、第二項後段の規定による入院措置を採つたときは、遅滞なく、厚生労働省令で定めるところにより、当該入院措置に関する記録を作成し、これを保存しなければならない。

5 第一項に規定する精神科病院の管理者は、同項又は第二項後段の規定による入院措置を採つたときは、直ちに、当該入院措置を採つた理由その他厚生労働省令で定める事項を最寄りの保健所長を経て都道府県知事に届け出なければならない。

6 都道府県知事は、第一項の指定を受けた精神科病院が同項の基準に適合しなくなつたと認めたときは、その指定を取り消すことができる。

7 厚生労働大臣は、前項に規定する都道府県知事の権限に属する事務について、第一項の指定を受けた精神科病院に入院中の者の待遇を確保する緊急の必要があると認めるときは、都道府県知事に対し前項の事務を行うことを指示することができる。

第三十三条の七 第十九条の九第二項の規定は前第六項の規定による処分をする場合につい

て、第二十九条第三項の規定は精神科病院の管理者が前条第一項又は第二項後段の規定による入院措置を探る場合について準用する。この場合において、第二十九条第三項中「当該精神障害者及びその家族等であつて第二十八条第一項の規定による通知を受けたもの又は同条第二項の規定による立会いを行つたもの」とあるのは、「当該精神障害者」と読み替えるものとする。

(医療保護入院等のための移送)

第三十四条 都道府県知事は、その指定する指定医による診察の結果、精神障害者であり、かつ、直ちに入院させなければその者の医療及び保護を図る上で著しく支障がある者であつて、当該精神障害のために第二十条の規定による入院が行われる状態にないと判定されたものには、「当該精神障害者」と読み替えるものとする。

(医療保護入院等のための移送)

第三十五条の二 都道府県は、精神科病院に入院している者のうち第三十三条第二項の規定によつて、直ちに入院させなければその者の医療及び保護を図る上で著しく支障がある者であつて、当該精神障害のために第二十条の規定による入院が行われる状態にないと判定されたものには、その家族等のうちにいずれか者の同意があるときは、本人の同意がなくてもその者を第三十三条第一項の規定による入院をさせるため第三十三条の六第一項に規定する精神科病院に移送することができる。

1 都道府県知事は、前項に規定する精神障害者の家族等がない場合又はその家族等の全員がその意思を表示することができず、若しくは同項の規定による同意若しくは不同意の意思表示を行わない場合において、その者の居住地を管轄する市町村長の同意があるときは、本人の同意がなくてもその者を第三十三条第二項の規定による入院をさせるため第三十三条の六第一項に規定する精神科病院に移送することができる。

2 都道府県は、精神科病院の協力を得て、精神科病院における入院者訪問支援員による支援の在り方及び支援に関する課題を検討し、支援の体制の整備を図るよう努めなければならない。

3 都道府県は、急速を要し、その者の家族等の同意を得ることができない場合において、その指定する指定医の診察の結果、その者が精神障害者であり、かつ、直ちに入院させなければその者の医療及び保護を図る上で著しく支障がある者であつて、当該精神障害のために第二十条の規定による入院が行われる状態にないと判定されたときは、本人の同意がなくてもその者を第三十三条の二第一項及び第三項の規定による移送を行うことができる。

4 第二十九条の二の二第二項及び第三項の規定は前三項の規定による移送を行う場合について、第三十三条第七項の規定は第二項の規定による移送を行う場合について準用する。この場合は、第二十九条の二第二項とあるのは、「第三十四条第二項」と、「同項又は前項」とあるのは、「同項」と読み替えるものとする。

第三十五条 削除

第四節 入院者訪問支援事業

(入院者訪問支援事業)

第三十五条の二 都道府県は、精神科病院に入院してゐる者のうち第三十三条第二項の規定によつて、直ちに入院させなければその者の医療及び保護を図る上で著しく支障がある者であつて、当該精神障害のために第二十条の規定による入院が行われる状態にないと判定された者に対する支援を要するものとして厚生労働省令で定める者に対し、入院者訪問支援員(都道府県知事が厚生労働省令で定めるところにより行う研修を修了した者)から都道府県知事が選任した者をいう。次項及び次条において同じ。)

2 厚生労働大臣は、第一項の基準を定めようとするときは、あらかじめ、社会保障審議会の意見を聴かなければならない。(指定医の精神科病院の管理者への報告等)

3 厚生労働大臣は、その勤務する精神科病院に入院中の者の待遇が第三十六条の規定に違反していると思料するとき又は前条第一項の基準に適合していないと認めるときその他精神科病院に入院中の者の待遇が著しく適当でないと認めるときは、当該精神科病院の管理者にその旨を報告すること等により、当該管理者において当該精神科病院に入院中の者の待遇の改善のために必要な措置が採られるよう努めなければならない。

4 第三十七条の二 指定医は、その勤務する精神科病院の管理者への報告等)の管轄者は、その基準を遵守する施設の管理者は、当該施設において、その者の相談に応じ、必要に応じ一般相談支援事業を行う者と連携を図りながら、その者に必要な援助を行い、及びその家族等その他の関係者との連絡調整を行うよう努めなければならない。

5 第三十八条 精神科病院その他の精神障害の医療を提供する施設の管理者は、当該施設において、その者の相談に応じ、必要に応じ一般相談支援事業を行う者と連携を図りながら、その者に必要な援助を行い、及びその家族等その他の関係者との連絡調整を行うよう努めなければならない。

6 第三十九条 精神科病院その他の精神障害の医療を受ける精神障害者の社会復帰の促進を図るため、当該施設の医師、看護師その他の医療従事者による有機的な連携の確保に配慮しつつ、その者の相談に応じ、必要に応じ一般相談支援事業を行う者と連携を図りながら、その者に必要な援助を行い、及びその家族等その他の関係者との連絡調整を行うよう努めなければならない。

7 第四十一条 精神科病院の管理者は、前項の規定に基づくものでなければならない。

8 第四十二条 精神科病院の管理者は、前項の規定に基づくものでなければならない。

9 第四十三条 精神科病院の管理者は、前項の規定に基づくものでなければならない。

10 第四十四条 精神科病院の管理者は、前項の規定に基づくものでなければならない。

11 第四十五条 精神科病院の管理者は、前項の規定に基づくものでなければならない。

12 第四十六条 精神科病院の管理者は、前項の規定に基づくものでなければならない。

13 第四十七条 精神科病院の管理者は、前項の規定に基づくものでなければならない。

14 第四十八条 精神科病院の管理者は、前項の規定に基づくものでなければならない。

15 第四十九条 精神科病院の管理者は、前項の規定に基づくものでなければならない。

16 第五十条 精神科病院の管理者は、前項の規定に基づくものでなければならない。

17 第五十一条 精神科病院の管理者は、前項の規定に基づくものでなければならない。

18 第五十二条 精神科病院の管理者は、前項の規定に基づくものでなければならない。

19 第五十三条 精神科病院の管理者は、前項の規定に基づくものでなければならない。

20 第五十四条 精神科病院の管理者は、前項の規定に基づくものでなければならない。

21 第五十五条 精神科病院の管理者は、前項の規定に基づくものでなければならない。

22 第五十六条 精神科病院の管理者は、前項の規定に基づくものでなければならない。

第三十七条 厚生労働大臣は、前条に定めるもののか、精神科病院に入院中の者の待遇について必要な基準を定めることができる。

2 前項の基準が定められたときは、精神科病院の管理者は、その基準を遵守しなければならない。

3 厚生労働大臣は、第一項の基準を定めようとするときは、あらかじめ、社会保障審議会の意見を聴かなければならない。

4 第三十七条の二 指定医は、その勤務する精神科病院の管理者への報告等)の管轄者は、その基準を遵守する施設の管理者は、当該施設において、その者の相談に応じ、必要に応じ一般相談支援事業を行う者と連携を図りながら、その者に必要な援助を行い、及びその家族等その他の関係者との連絡調整を行うよう努めなければならない。

5 第三十八条 精神科病院その他の精神障害の医療を受ける精神障害者の社会復帰の促進を図るため、当該施設の医師、看護師その他の医療従事者による有機的な連携の確保に配慮しつつ、その者の相談に応じ、必要に応じ一般相談支援事業を行う者と連携を図りながら、その者に必要な援助を行い、及びその家族等その他の関係者との連絡調整を行うよう努めなければならない。

6 第三十九条 精神科病院その他の精神障害の医療を提供する施設の管理者は、当該施設において、その者の相談に応じ、必要に応じ一般相談支援事業を行う者と連携を図りながら、その者に必要な援助を行い、及びその家族等その他の関係者との連絡調整を行うよう努めなければならない。

7 第四十一条 精神科病院の管理者は、前項の規定に基づくものでなければならない。

8 第四十二条 精神科病院の管理者は、前項の規定に基づくものでなければならない。

9 第四十三条 精神科病院の管理者は、前項の規定に基づくものでなければならない。

10 第四十四条 精神科病院の管理者は、前項の規定に基づくものでなければならない。

11 第四十五条 精神科病院の管理者は、前項の規定に基づくものでなければならない。

12 第四十六条 精神科病院の管理者は、前項の規定に基づくものでなければならない。

13 第四十七条 精神科病院の管理者は、前項の規定に基づくものでなければならない。

14 第四十八条 精神科病院の管理者は、前項の規定に基づくものでなければならない。

15 第四十九条 精神科病院の管理者は、前項の規定に基づくものでなければならない。

16 第五十条 精神科病院の管理者は、前項の規定に基づくものでなければならない。

17 第五十一条 精神科病院の管理者は、前項の規定に基づくものでなければならない。

18 第五十二条 精神科病院の管理者は、前項の規定に基づくものでなければならない。

19 第五十三条 精神科病院の管理者は、前項の規定に基づくものでなければならない。

20 第五十四条 精神科病院の管理者は、前項の規定に基づくものでなければならない。

21 第五十五条 精神科病院の管理者は、前項の規定に基づくものでなければならない。

22 第五十六条 精神科病院の管理者は、前項の規定に基づくものでなければならない。

厚生労働省令で定める期間を経過しないものその他これに準ずる者として厚生労働省令で定めるものに限る)に対し、当該精神科病院に入院中の任意入院者(厚生労働省令で定める基準に該当する者に限る)の症状その他厚生労働省令で定める事項について報告を求めることができる。(入院措置及び定期の入院の必要性に関する審査)

第三十九条の三 都道府県知事は、第二十九条第一項の規定による入院措置を採つたとき、又は第三十三条第九項の規定による届出(同条第一項若しくは第二項の規定による入院措置又は同条第六項の規定による入院の期間の更新に係るものに限る)若しくは前条第一項の規定による報告があつたときは、当該入院措置又は届出若しくは報告に係る入院中の者の症状その他厚生労働省令で定める事項を精神医療審査会に通知し、当該入院中の者についてその入院の必要があるかどうかに申し審査を求めなければならぬ。

第三十九条の四 精神科病院に入院中の者又はその家族等(その家族等が場合又はその家族等の全員がその意思を表示することができない場合にあつてはその者の居住地を管轄する市町村長とし、その家族等の全員が第三十三条第一項若しくは第六項又は第三十四条第一項の規定による同意又は不同意の意思表示を行わなかつた場合にあつてはその者の居住地を管轄する市町村長を含む)は、厚生労働省令で定めるところにより、都道府県知事に対し、その者を退院させ、又は精神科病院の管理者に対し、その者を退院させることを命じ、若しくはその者の待遇の改善のために必要な措置を採ることを命じることを求めることができる。(退院等の請求による入院の必要性等に関する審査)

第三十九条の五 都道府県知事は、前条の規定による請求を受けたときは、当該請求の内容を精神医療審査会に通知し、当該請求に係る入院中の者について、その入院の必要があるかどうかに申し審査を行い、その結果を都道府県知事に通知しなければならない。

第三十九条の六 厚生労働大臣又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、精神科病院の管理者に対し、当該精神科病院に入院中の者の症状若しくは待遇に關し、報告を求め、若しくは診療録その他の帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、当該職員若しくはその指定する指定医に、精神科病院に立ち入り、これらの事項に関する指定医に、精神科病院の他の帳簿書類(その作成又は保存に代えて電磁的記録の作成又は保存がされる場合における当該電磁的記録を含む)を検査させ、若しくは当該精神科病院に入院中の他の関係者に質問させ、又はその指定する指定医に、精神科病院に立ち入り、当該精神科病院に入院中の者を診察させることができ。さればならぬ。

第三十九条の七 厚生労働大臣又は都道府県知事は、第一項の規定による立入検査、質問又は診察について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは、「第三十九条の六第一項」と、「当該職員」とあるのは、「当該職員及び指定医」と、同条第三項中「第一項」とあるのは、「第三十九条の六第一項」と読み替えるものとする。

第三十九条の八 厚生労働大臣又は都道府県知事は、精神科病院の管理者その他の帳簿書類の提出を命じ、若しくは出頭を命じて審問することができる。

第三十九条の九 都道府県知事は、第一項の規定による立入検査、質問又は診察を行つて必要があると認めるとときは、当該審査に係る入院中の者の意見を聴く必要がないと特に認めめたときは、この限りでない。

第三十九条の十 精神医療審査会は、前項に定めるもののほか、第二項の審査をするに当たつて必要があると認めるときは、当該審査に係る入院中の者の同意を得て委員に診察させ、又はその者が入院している精神科病院の管理者その他の關係者に対する報告若しくは意見を求め、診療録その他の帳簿書類の提出を命じ、若しくは出頭を命じて審問することができる。

第三十九条の十一 都道府県知事は、第一項に定めるもののは、第一項の規定による立入検査、質問又は診察について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは、「第三十九条の六第一項」と、「当該職員」とあるのは、「当該職員及び指定医」と、同条第三項中「第一項」とあるのは、「第三十九条の六第一項」と読み替えるものとする。

第三十九条の十二 厚生労働大臣又は都道府県知事は、精神科病院の管理者は、入院中の者で自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれあるものが無断で退去し、その行方が不明になつたときは、所轄の警察署長に次の事項を通知し、その探索を求めなければならない。

第三十九条の十三 都道府県知事は、前項の規定による命令をした場合においては、その旨を公示しなければならない。

第三十九条の十四 厚生労働大臣又は都道府県知事は、精神科病院の管理者が第一項又は第二項の規定による命令に従わないときは、当該精神科病院の管理者に對し、期間を定めて第二十一条第一項、第三十三条第一項から第三項まで並びに第三十三条の六第一項及び第二項の規定による精神障害者の入院に係る医療の提供の全部又は一部を制限することを命ずることができる。

第三十九条の十五 都道府県知事は、前項の規定による命令をした場合は、前項の規定による命令をした場合においては、その旨を公示しなければならない。

第三十九条の十六 二 退去の年月日及び時刻
三 症状の概要
四 退去者を発見するための参考となるべき人相、服装その他の事項

十七条第一項の基準に適合していないと認めるときその他精神科病院に入院中の者の待遇が著しく適当でないと認めるときは、当該精神科病院の管理者に対し、措置を講ずべき改修計画の提出を求め、若しくは提出された改修計画の変更を命じ、又はその待遇の改善のために必要な措置を探ることを命ずることができる。

五 入院年月日
六 退去者の家族等又はこれに準ずる者の住所
所、氏名その他厚生労働省令で定める事項
警察官は、前項の探索を求められた者を発見
したときは、直ちに、その旨を当該精神科病院
の管理者に通知しなければならない。この場合
において、警察官は、当該精神科病院の管理者
がその者を引き取るまでの間、二十四時間限
り、その者を、警察署、病院、救護施設等の精
神障害者を保護するのに適当な場所に、保護す
ることができる。

(仮退院)

第二十九条第一項に規定する精神科病
院又は指定病院の管理者は、指定医による診察
の結果、措置入院者の症状に照らしその者を一
時退院させて経過を見ることが適當であると認
めるとときは、都道府県知事の許可を得て、六月
を超えない期間を限り仮に退院させることができ
る。

第六節 虐待の防止

第四十条の二 精神科病院の管理者は、当該精神
科病院において医療を受ける精神障害者に対す
る虐待の防止に関する意識の向上のための措
置、当該精神科病院において精神障害者の医療
及び保護に係る業務に従事する者（以下「業務
従事者」という。）その他の関係者に対する精
神障害者の虐待の防止のための研修の実施及び
普及啓発、当該精神科病院において医療を受け
る精神障害者に対する虐待に関する相談に係る
体制の整備及びこれに対処するための措置その
他の当該精神科病院において医療を受ける精神
障害者に対する虐待を防止するため必要な措置
を講ずるものとする。

2 指定医は、その勤務する精神科病院の管理者
において、前項の規定による措置が円滑かつ確
実に実施されるよう協力しなければならない
(障害者虐待に係る通報等)
第四十条の三 精神科病院において業務従事者に
による障害者虐待（業務従事者が、当該精神科病
院において医療を受ける精神障害者について行
う次の各号のいずれかに該当する行為をいう。
以下同じ。)を受けたと思われる精神障害者を
発見した者は、速やかに、これを都道府県に通
報しなければならない。
一 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する
支援等に関する法律（平成二十三年法律第律第
五百二十二条）

七十九号。次号において「障害者虐待防止
法」という。第二条第七項各号（第四号を
除く。）のいずれかに該当すること。
二 精神障害者を衰弱させるような著しい減食
又は長時間の放置、当該精神科病院において
医療を受ける他の精神障害者による障害者虐
待防止法第二条第七項第一号から第三号まで
に掲げる行為と同様の行為の放置その他の業
務従事者としての業務を著しく怠ること。
業務従事者による障害者虐待を受けた精神障
害者は、その旨を都道府県に届け出ることがで
きる。

二項中「前項」とあるのは「第四十条の五第一
項」と、「当該職員」とあるのは「当該職員及
び指定医」と、同条第三項中「第一項」とある
のは「第四十条の五第一項」と読み替えるもの
とする。

(改善命令等)

刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏
示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規
定は、第一項の規定による通報（虚偽であるも
の及び過失によるものを除く。次項において同
じ。）をすることを妨げるものと解釈してはな
らない。

4 業務従事者は、第一項の規定による通報をし
たことを理由として、解雇その他不利益な取扱
いを受けない。
(秘密保持義務)

第四十条の四

都道府県が前条第一項の規定によ
る通報又は同条第二項の規定による届出を受け
た場合においては、当該通報又は届出を受けた
都道府県の職員は、その職務上知り得た事項で
あつて当該通報又は届出をした者を特定させる
ものを漏らしてはならない。

(報告収録等)

第四十条の五

厚生労働大臣又は都道府県知事
は、必要があると認めるときは、第四十条の二
第一項の措置又は第四十条の三第一項の規定に
よる通報若しくは同条第二項の規定による届出
に關し、精神科病院の管理者に対し、報告を求
め、若しくは診療録その他の帳簿書類の提出若
しくは提示を命じ、当該職員若しくはその指定
する指定医に、精神科病院に立ち入り、診療録
その他の帳簿書類（その作成又は保存がされて
いる場合に代えて
おける当該電磁的記録を含む。）を検査させ、
若しくは当該精神科病院に入院中の者その他の
関係者に質問させ、又はその指定する指定医
に、精神科病院に立ち入り、当該精神科病院に
入院中の者を診察させることができる。

2 第十九条の六の十六第二項及び第三項の規定
は、前項の規定による立入検査、質問又は診察
について準用する。この場合において、同条第
二項の規定による立入検査、質問又は診察

二項中「前項」とあるのは「第四十条の五第一
項」と、「当該職員」とあるのは「当該職員及
び指定医」と、同条第三項中「第一項」とある
のは「第四十条の五第一項」と読み替えるもの
とする。

2

一 精神病床（病院の病床のうち、精神疾患を
有する者を入院させるためのものをいう。）
の機能分化に関する事項
二 精神障害者の居宅等（居宅その他の厚生効
労省令で定める場所をいう。）における保健
医療サービス及び福祉サービスの提供に関す
る事項

3

三 精神障害者に対する医療の提供に当たつて
の医師、看護師その他の医療従事者と精神保
健福祉士その他の精神障害者の保健及び福
祉に関する専門的知識を有する者との連携に関
する事項

4

四 その他良質かつ適切な精神障害者に対する
医療の提供の確保に関する重要事項
厚生労働大臣は、指針を定め、又はこれを変
更したときは、遅滞なく、これを公表しなけれ
ばならない。

第四十二条 削除

(刑事事件に関する手続等との関係)

第四十三条

この章の規定は、精神障害者又はそ
の疑いのある者について、刑事事件若しくは少
年の保護事件の処理に関する法令の規定による
手続を行い、又は刑若しくは保護処分の執行の
ためこれらの者を矯正施設に収容することを妨
げるものではない。

2

第二十四条、第二十六条及び第二十七条の規
定を除くほか、この章の規定は矯正施設に収容

(公表)

三 年度、業務従事者による障害者虐待の状況、業務従事者によ
る障害者虐待があつた場合に採つた措置その他
厚生労働省令で定める事項を公示するものとす
る。

(調査及び研究)

4

(公表)

5

(公表)

6

(公表)

7

(公表)

第四十条の七

都道府県知事は、毎年度、業務従事者によ
る障害者虐待の状況、業務従事者によ
る障害者虐待があつた場合に採つた措置その他
厚生労働省令で定める事項を公示するものとす
る。

第四十条の八

国は、業務従事者による障害者虐
待の事例の分析を行うとともに、業務従事者に
よる障害者虐待の予防及び早期発見のための方
策並びに業務従事者による障害者虐待があつた
場合の適切な対応方法に資する事項についての
調査及び研究を行うものとする。

第四十一条

この章の規定は、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行つた
中の中には適用しない。
（心神喪失等の状態で重大な他害行為を行つた
者に係る手続等との関係）

第四十二条

この章の規定は、心神喪失等の状態
で重大な他害行為を行つた者の医療及び観察等
に関する法律の対象者について、同法又は同法
に基づく命令の規定による手続又は処分をする
ことを妨げるものではない。

第四十三条

前各節の規定は、心神喪失等の状態で重大な
他害行為を行つた者の医療及び観察等に関する
法律の規定による手続又は処分をする
ことを妨げるものではない。

第四十四条

前各節の規定は、心神喪失等の状態で重大な
他害行為を行つた者の医療及び観察等に関する
法律第三十四条第一項前段若しくは第六十条第
一項前段の命令若しくは第三十七条第五項前段
若しくは第六十二条第二項前段の決定により入
院している者又は同法第四十二条第一項第一号
若しくは第六十一条第一項第一号の決定により

2	厚生労働大臣は、前項の規定による指定をしたときは、センターの名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。
3	センターは、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。
4	厚生労働大臣は、前項の規定による届出がつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。
	(業務)
第五十一条の三	センターは、次に掲げる業務を行ふものとする。 一 精神障害者の社会復帰の促進に資するための啓発活動及び広報活動を行うこと。 二 精神障害者の社会復帰の実例に即して、精神障害者の社会復帰の促進を図るための訓練等に関する研究開発を行うこと。 三 前号に掲げるもののほか、精神障害者の社会復帰の促進に関する研究を行うこと。
五	精神障害者の社会復帰の促進を図るために、第二号の規定による研究開発の成果又は前号の規定による研究の成果を、定期的に又は時宜に応じて提供すること。
六	前各号に掲げるもののほか、精神障害者の社会復帰を促進するために必要な業務を行うこと。
第五十二条の四	精神科病院その他の精神障害の医療を提供する施設の設置者及び障害福祉サービス事業を行なう者は、センターの求めに応じ、センターが前条第二号及び第三号に掲げる業務を行なうために必要な限度において、センターに対し、精神障害者の社会復帰の促進を図るために訓練に関する情報又は資料その他の必要な情報又は資料で厚生労働省令で定めるものを提供することができる。
(特定情報管理規程)	
第五十一条の五	センターは、第五十一条の三第二号及び第三号に掲げる業務に係る情報及び資料(以下この条及び第五十一条の七において「特定情報」という。)の管理並びに使用に関する規程(以下この条及び第五十一条の七において「監督命令」といふ。)を施行するため必要な限度において、センター

2	厚生労働大臣の認可を受けなければならない。
3	これを変更しようとするときは、同様とする。
4	厚生労働大臣は、前項の認可をした特定情報の管理規程が特定情報の適正な管理又は使用を図る上で不適当となつたと認めるときは、センターに対し、当該特定情報管理規程を変更すべきことを命ずることができる。
5	特定情報管理規程に記載すべき事項は、厚生労働省令で定める。
	(秘密保持義務)
第五十五条の六	センターの役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、第五十一条の三第二号又は第三号に掲げる業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
(解任命令)	
第五十五条の七	厚生労働大臣は、センターの役員又は職員が第五十一条の五第一項の認可を受けた特定情報の管理若しくは使用を行つたとき、又は前条の規定に違反したときは、センターに対し、当該役員又は職員を解任すべきことを命ずることができる。
(事業計画等)	
第五十五条の八	厚生労働大臣は、センターは、毎事業年度の事業計画書及び收支予算書を作成し、当該事業年度の開始前に厚生労働大臣に提出しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
(審判の請求)	
第五十五条の十一の二	市町村長は、精神障害者の福祉を図るために必要があると認めるときは、民法(明治二十九年法律第八十九号)第七条、第十三条第二項、第十五条第一項、第十七条第一項、第八百七十六条の四第一項又は第八百七十六条の九第一項に規定する審判の請求をすることができる。
(後見等を行う者の推薦等)	
第五十五条の十一の三	市町村は、前条の規定による審判の請求の円滑な実施に資するよう、民法に規定する審判の請求をすることができる。
(報告及び検査)	
第五十五条の九	厚生労働大臣は、第五十一条の三に規定する業務の適正な運営を確保するために必要な限度において、センターに対し、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に、その事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿類その他の物件を検査させることができ

2	厚生労働大臣は、第五十一条の三第二号及び第三号に掲げる業務に係る情報及び資料(以下この条及び第五十一条の七において「特定情報」といふ。)の管理並びに使用に関する規程(以下この条及び第五十一条の七において「監督命令」といふ。)を施行するため必要な限度において、センターに対し、精神障害者の社会復帰の促進を図るために必要な限度において、センターに協力して後見等の業務を行うことができる人材の活用を図るために、後見等の業務を適正に行なうことができる者(家庭裁判所の推薦その他)の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
2	都道府県は、市町村と協力して後見等の業務を行うことができる人材の活用を図るために、後見等の業務を適正に行なうことができる者(家庭裁判所の推薦その他)の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
3	都道府県は、市町村と協力して後見等の業務を行うことができる人材の活用を図るために、後見等の業務を適正に行なうことができる者(家庭裁判所の推薦その他)の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
2	この法律(第六章第二節を除く。)の規定により保健所を設置する市又は特別区が処理することとされている事務(保健所長に係るものに限る。)は、第一号法定受託事務とする。
3	第三十三条第一項及び第六項並びに第三十四条第二項の規定により市町村が処理することとされている事務は、第一号法定受託事務とする。

2	この法律(規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生局長に委任することができる。)に係るものには、指定都市においては、政令で定めるところにより、指定都市が処理するものとする。
3	この場合においては、この法律の規定中都道府県に関する規定は、指定都市に関する規定として指定都市に適用があるものとする。
2	前項の規定により指定都市の長がした処分(地方自治法第二条第九項第一号に規定する第
	(経過措置)
第五十五条の十四	この法律に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生局長に委任することができる。
2	前項の規定により地方厚生局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生支局長に委任することができる。
第五十五条の十五	この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その

命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

第九章 罰則

第五十二条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第三十八条の三第四項の規定による命令に違反したとき。
- 二 第三十八条の五第五項の規定による退院の命令に違反したとき。
- 三 第三十八条の七第二項の規定による命令に違反したとき。
- 四 第三十八条の七第四項の規定による命令に違反したとき。
- 五 第四十一条の六第三項の規定による命令に違反したとき。

第五十三条 精神科病院の管理者、指定医、地方精神保健福祉審議会の委員、精神医療審査会の委員、第二十一条第四項、第三十三条第三項若しくは第三十三条の六第二項の規定により診察を行った特定医師若しくは第四十七条第一項の規定により都道府県知事等が指定した医師又はこれらの中の職についた者が、この法律の規定に基づく職務の執行に関して知り得た人の秘密を正当な理由がなく漏らしたときは、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

精神科病院の職員又はその職にあつた者が、この法律の規定に基づく精神科病院の管理者の職務の執行を補助するに際して知り得た人の秘密を正当な理由がなく漏らしたときは、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第五十三条の二 第五十五条の二第三項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第五十三条の三 第三十五条の二第三項の規定に違反した者は、一年以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

第五十四条 第十九条の六の十三の規定による停止の命令に違反したときは、当該違反行為をした者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

虚偽の事実を記載して第二十二条第一項の申請をした者は、六月以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第五十五条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

第十九条の六の十六第一項の規定による報告の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは同項の規定による立入りを拒み、若しくは忌避したとき。

第二十七条第一項又は第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入りを拒み、若しくは忌避したとき。

第二十九条の二第一項の規定による診察を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同条第四項において準用する第二十七条第四項の規定による立入りを拒み、若しくは妨げたとき。

第三十八条の三第三項（同条第六項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による報告若しくは提出をせず、若しくは虚偽の報告をし、同条第三項の規定による診察を妨げ、又は同項の規定による出頭をせず、若しくは同項の規定による報告若しくは提出をせず、若しくは虚偽の報告をし、同項の規定による診察を妨げ、又は同項の規定による出頭をせず、若しくは同項の規定による報告若しくは提出をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

第三十八条の五第四項の規定による報告若しくは虚偽の答弁をしたとき。

第三十九条の六第十第一項の規定に違反して財務諸表等を備えて置かず、財務諸表等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつた者

第五十六条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第五十二条、第五十四条第一項又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。

第五十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。

第十九条の四の二（第二十一条第五項、第三十三条第四項及び第三十三条の六第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

第五十八条 この法律は、公布の日から施行する。

第五十九条の六の九の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

第六十条 第十九条の六の十四の規定に違反して同条に規定する事項の記載をせず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつた者

第六十一条第七項の規定に違反した者

第六十二条 正当な理由がなく、第三十一条第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

第六十三条 第三十三条第九項の規定に違反した者

第六十四条 第三十八条の六第一項の規定による報告若しくは提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告をし、同項の規定による検査若しくは診察を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に對して、正当な理由がなく答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

第六十五条 精神科病院の管理者が、第三十八条の六第二項の規定による報告若しくは虚偽の報告をし、同項の規定による検査若しくは診察を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に對して、正当な理由がなく答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

第六十六条 この法律は、公布の日から施行する。

第六十七条 この法律は、昭和三十三年三月二十五日法律第一七九号（精神病者監護法（明治三十三年法律第三十八号）及び精神病院法（大正八年法律第二十五号）は廃止する。但し、この法律施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。

第六十八条 この法律は、昭和二十六年三月三〇日法律第五五号（精神病者監護法（明治三十三年法律第三十八号）及び精神病院法（大正八年法律第二十五号）は廃止する。但し、この法律施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。

第六十九条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和二九年六月一四日法律第一一三号）抄

1 この法律中、第五十三条の規定は交通事件即決裁判手続法の施行の日から、その他の部分は、警察法（昭和二十九年法律第六六十二号）は、同法附則第一項但書に係る部分を除く。の施行の日から施行する。

附 則（昭和二九年六月八日法律第一一六号）抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和二九年六月一四日法律第一一三号）抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三四年三月三一日法律第七五号）抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三四年三月三一日法律第七五号）抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三四年三月三一日法律第七五号）抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三六年四月一八日法律第六六号）抄

1 この法律は、昭和三十六年十月一日から施行する。

正規定に限る)、第十四条(公立養護学校整備特別措置法第五条の改正規定に限る)及び第十六条から第二十八条までの規定による改正後の法律の規定は、平成元年度以降の年度の予算に係る国の負担又は補助(昭和六十三年度以前の年度における事務又は事業の実施により平成元年度以降の年度に支出される國の負担又は補助を除く。)について適用し、昭和六十三年度以前の年度における事務又は事業の実施により平成元年度以降の年度に支出される國の負担又は補助及び昭和六十三年度以前の年度の歳出予算に係る國の負担又は補助で平成元年度以降の年度に繰り越されたものについては、なお従前例による。

附 則 (平成五年六月一八日法律第七四号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一条中精神保健法の目次を改正規定(第五章 医療及び保護(第二十条第一項第十一条)を「第八章 雜則(第五十一条の十二)」に改める部分に限る)及び第五章の次に二章を加える改正規定(第八章に係る部分に限る)並びに附則第六条中地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項第十一号の次に一号を加える改正規定は、平成八年四月一日から施行する。

第二条 削除 (経過措置) 第三条 この法律の施行の際現に第一条の規定による改正後の精神保健法第十条の第二項に規定する精神障害者地域生活援助事業を行つてゐる国及び都道府県以外の者について社会福祉事業法第六十四条第一項の規定を適用する場合においては、同項中「事業開始の日から一月」とあるのは、「精神保健法等の一部を改正する法律(平成五年法律第七十四号)」の施行の日から起算して三月」とする。

附 則 (平成五年一一月一二日法律第八九号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、行政手続法(平成五年法律第八十八号)の施行の日から施行する。(諧問等がされた不利益処分に関する経過措置)

第二条 この法律の施行前に法令に基づき審議会その他の合議制の機関に対し行政手続法第十三

条に規定する聽聞又は弁明の機会の付与の手続その他の意見陳述のための手続に相当する手続を執るべきこととの諮問その他の求めがされた場合においては、当該諮問その他の求めに係る不利益処分の手続に関しては、この法律による改正後の関係法律の規定にかかるらず、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(聴聞に関する規定の整理に伴う経過措置)

第十四条 この法律の施行前に法律の規定により行われた聴聞、聴聞若しくは聴聞会(不利益処分に係るものと除く)又はこれらのための手続は、この法律による改正後の関係法律の相当規定により行われたものとみなす。

(政令への委任) 第十五条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

(附 則 (平成六年六月二九日法律第五六号) 抄)

(施行期日) 第一条 この法律は、平成六年十月一日から施行する。

(罰則に関する経過措置) 第十六条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によることとする。第六十五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(附 則 (平成六年六月二九日法律第五六号) 抄)

(施行期日) 第一条 この法律は、平成六年十月一日から施行する。

(罰則に関する経過措置) 第十七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(附 則 (平成七年五月一九日法律第九四号) 抄)

(施行期日) 第一条 この法律は、平成七年七月一日から施行する。

(罰則に関する経過措置) 第十八条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(附 則 (平成七年五月一九日法律第九四号) 抄)

(施行期日) 第一条 この法律は、平成七年七月一日から施行する。

(その他の経過措置の政令への委任) 第十九条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(附 則 (平成七年七月一日法律第八四号) 抄)

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(その他の処分、申請等に係る経過措置) 第二十条 この法律(附則第一条ただし書に規定する規定については、当該規定。以下この条及び次条において同じ。)の施行前に改正前のそ

れぞの法律の規定によりされた許可等の処分(行為)といふ)又はこの法律の施行の際現に改正前のそれぞの法律の規定によりされい

る許可等の申請その他の行為(以下この条において「申請等の行為」という。)に対するこの

法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、附則第五条から第十条までの規定又は改正後のそれぞの法律(これに基づく命令を含む)の経過措置に関する規定に定めるものを除き、改正後のそれぞの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

(罰則に関する経過措置)

第十四条 この法律の施行前にした行為及びこの法律の附則において従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(附 則 (平成七年五月一九日法律第九四号) 抄)

(施行期日) 第一条 この法律は、平成七年七月一日から施行する。ただし、第二条から第四条までの規定並びに附則第四条及び第十二条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

(第一条の規定による改正後の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(以下この条及び次条において「新法」という。)第五十条の二に規定する精神障害者社会復帰施設(同条第六項に規定する精神障害者地域生活支援センターを除く。)を設置する法律(以下この条及び次条において「新法」という。)第五十条第一項に規定する精神障害者社会復帰施設(同条第六項に規定する精神障害者地域生活支援センターを除く。)を設置している市町村、社会福祉法人その他の者であつて、社会福祉事業法第六十四条第一項の規定による届出をしている者は、新法第五十条第二項の規定による届出をしたものとみなす。

第二条 この法律の施行の際現に新法第五十条の二第一項に規定する精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(以下この条及び次条において「新法」という。)第五十条に規定する精神障害者地域生活支援センターを設置している市町村、社会福祉法人その他の者について、新法第五十条第二項の規定による届出をしたものとみなす。

第三条 この法律の施行の際現に第一条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(以下この条において「旧法」といふ)とあるのは、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律等の一部を改正する法律(平成十一年法律第六十五号)」の施行の日から起算して三年以内に」とする。

(附 則 (平成九年一二月一七日法律第一二四号) 抄)

(施行期日) 第一条 この法律は、平成九年四月一日から施行する。

(この法律は、介護保険法の施行の日から施行する。

この法律は、平成十一年四月一日から施行する。

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(附 則 (平成九年一二月一七日法律第一二四号) 抄)

(施行期日) 第一条 この法律は、平成九年四月一日から施行する。

(この法律は、介護保険法の施行の日から施行する。

この法律は、介護保険法の施行の日から施行する。

(附 則 (平成一〇年九月二八日法律第一〇号) 抄)

(施行期日) 第一条 この法律は、平成一〇年九月二八日から施行する。

(この法律は、介護保険法の施行の日から施行する。

この法律は、介護保険法の施行の日から施行する。

(附 則 (平成一〇年九月二八日法律第一〇号) 抄)

(施行期日) 第一条 この法律は、平成一〇年九月二八日から施行する。

(この法律は、介護保険法の施行の日から施行する。

この法律は、介護保険法の施行の日から施行する。

(附 則 (平成一〇年九月二八日法律第一〇号) 抄)

(施行期日) 第一条 この法律は、平成一〇年九月二八日から施行する。

(この法律は、介護保険法の施行の日から施行する。

この法律は、介護保険法の施行の日から施行する。

(附 則 (平成一〇年九月二八日法律第一〇号) 抄)

(施行期日) 第一条 この法律は、平成一〇年九月二八日から施行する。

(この法律は、介護保険法の施行の日から施行する。

この法律は、介護保険法の施行の日から施行する。

(附 則 (平成一〇年九月二八日法律第一〇号) 抄)

(施行期日) 第一条 この法律は、平成一〇年九月二八日から施行する。

(この法律は、介護保険法の施行の日から施行する。

この法律は、介護保険法の施行の日から施行する。

(附 則 (平成一〇年九月二八日法律第一〇号) 抄)

(施行期日) 第一条 この法律は、平成一〇年九月二八日から施行する。

(この法律は、介護保険法の施行の日から施行する。

この法律は、介護保険法の施行の日から施行する。

(附 則 (平成一〇年九月二八日法律第一〇号) 抄)

(施行期日) 第一条 この法律は、平成一〇年九月二八日から施行する。

(この法律は、介護保険法の施行の日から施行する。

この法律は、介護保険法の施行の日から施行する。

(附 則 (平成一〇年九月二八日法律第一〇号) 抄)

(施行期日) 第一条 この法律は、平成一〇年九月二八日から施行する。

法第五十条の三第一項の規定による届出をしたものとみなす。

2 この法律の施行の際現に新法第五十条の三の二に規定する精神障害者居宅生活支援事業（同条第四項に規定する精神障害者地域生活援助事業を除く。）を行つて居る国及び都道府県以外の者について新法第五十条の三第一項の規定を適用する場合においては、同項中「あらかじめ」とあるのは、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律等の一部を改正する法律（平成十一年法律第六十五号）附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日から起算して三月以内に」とする。

（罰則に関する経過措置）

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（検討）

第六条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下この条において「新法」という。）の施行の状況並びに精神保健及び精神障害者の福祉を取り巻く環境の変化を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則（平成一一年七月一六日法律第八号）抄

（施行期日） 第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中地方自治法第二百五十条の次に五条、節名並びに二款及び款名を加える改正規定（両議院の同意を得ることに係る部分に限る。）に限る。）、第四十条中自然公園法附則第九項及び第十項の改正規定（同法附則第十項に係る部分に限る。）、第二百四十四条の規定（農業改良助長法第十四条の三の改正規定に係る部分を除く。）並びに第四百七十二条の規定（市町村の合併の特例に関する法律第六条、第八条及び第十七条の改正規定に係る部分を除く。）並びに附則第七条、第十九条、第五十九条たゞし書、第六十条第四項及び第五項、第七十三条、第七十七条、第一百五十七条第四項から第六項まで、第一百六十一条、第一百六十三条、第一百六十四条並びに第二百二条の規定 公布の日

二から五まで 略

六 附則第一百四十三条の規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

（厚生大臣に対する再審査請求に係る経過措置）

第七十四条 施行日前にされた行政庁の処分に係る第一百四十九条から第一百五十二条まで、第一百五十三条、第一百五十八条、第一百六十五条、第一百六十八条、第一百七十二条、第一百七十三条、第一百七十六条、第一百八十七条、第一百八十八条、第一百九十五条、第二百一十七条、第一百五十九条から第一百五十二条まで、第一百五十三条、第一百五十八条、第一百六十五条、第一百六十八条、第一百七十二条、第一百七十三条、第一百七十六条、第一百八十七条、第一百八十八条、第一百九十五条、第二百一十七条、第一百五十九条又は第二百二十一条まで、第二百二十九条又は第三条、第一百七十五条、第一百七十六条、第一百八十七条、第一百八十八条、第一百九十五条、第二百一十七条、第一百五十九条の四第二項、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅうう師等に関する法律第十二条、第二百八十八条、第二百四十四条、第二百二十九条から第二百二十一条まで、第二百二十九条又は第三条、第一百七十五条、第一百七十六条、第一百八十七条、第一百八十八条、第一百九十五条、第二百一十七条、第一百五十九条の三、公衆浴場法第七条の三、医療法第七十一条の三、身体障害者福祉法第四十三条の二第二項、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第五十五条の二第二項、クリーニング業法第十四条の二第二項、狂犬病予防法第二十一条、歯科技工士法第二十七条の二、臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律第二十条の八の二、知的障害者福祉法第三十条第二項、老人福祉法第三十四条第二項、母子保健法第二十六条第二項、柔道整復師法第二十三条、建築物における衛生的環境の確保に関する法律第十四条の二、廃棄物の處理及清掃に関する法律第二十四条、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第四十一条第三項又は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六十五条の規定に基づく再審査請求については、なお従前の例による。

（手数料に関する経過措置）
附則第六十三条において同じ。の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為（以下この条において「処分等の行為」という。）又はこの法律の施行の際に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為（以下この条において「申請等の行為」という。）で、この法律の施行の日においてこれららの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第一条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後の行為又は申請等の行為とみなす。

（罰則に関する経過措置）

第七十五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

（検討）

2 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により國又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、改正後のそれぞれの法律の相当の行為又は申請等の行為とみなす。

（不服申立てに関する経過措置）

第六十一条 施行日前にされた国等の事務に係る処分であつて、当該処分をした行政庁（以下この条において「処分等」という。）に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁（以下この条において「上級行政庁」という。）があつたものについての同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該処分等に引き続き上級行政庁があるものとみなして、必要の措置を講ずるものとする。

（検討）

（手数料に関する経過措置）
附則第六十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第六十四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

（検討）

2 この法律の施行前に規定するもののかつ、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（その他の経過措置の政令への委任）

（検討）

（手数料に関する経過措置）
附則第六十三条において同じ。の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為（これに基づく命令を含む。）の規定により納付すべきであつた手数料については、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののか、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第六十四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

（検討）

（手数料に関する経過措置）
附則第六十三条において同じ。の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為（これに基づく命令を含む。）の規定により納付すべきであつた手数料については、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののか、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第六十四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

（検討）

（施行期日）	第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
（施行期日）	一 第九百五十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十二条（第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定）（公布の日から施行する）。
（施行期日）	二 第九百五十六条（第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定）（公布の日から施行する）。
（施行期日）	三 第九百五十七条（この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。）（附則第二条から前条までに定めるものとみなす）。
（施行期日）	四 第九百五十八条（この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。）（附則第二条から前条までに定めるものとみなす）。
（施行期日）	五 第九百五十九条（この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。）（附則第二条から前条までに定めるものとみなす）。
（施行期日）	六 第九百六十条（この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。）（附則第二条から前条までに定めるものとみなす）。
（施行期日）	七 第九百六十一条（この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。）（附則第二条から前条までに定めるものとみなす）。
（施行期日）	八 第九百六十二条（この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。）（附則第二条から前条までに定めるものとみなす）。

（施行期日）	第一条 この法律は、公布の日から施行する。
（施行期日）	附 则（平成一四年八月二日法律第一〇号）抄
（施行期日）	第一条 この法律は、公布の日から施行する。
（施行期日）	附 则（平成一四年八月二日法律第一〇号）抄
（施行期日）	第一条 この法律は、平成十四年十月一日から施行する。ただし、第三条中老人保健法第七十九条の二の次に一条を加える改正規定は公布の日から施行する。
（施行期日）	附 则（平成一四年八月二日法律第一〇号）抄
（施行期日）	第一条 この法律は、平成十四年十月一日から施行する。ただし、第三条中老人保健法第七十九条の二の次に一条を加える改正規定は公布の日から施行する。
（施行期日）	附 则（平成一四年八月二日法律第一〇号）抄
（施行期日）	第一条 この法律は、平成十四年十月一日から施行する。ただし、第三条中老人保健法第七十九条の二の次に一条を加える改正規定は公布の日から施行する。
（施行期日）	附 则（平成一四年八月二日法律第一〇号）抄
（施行期日）	第一条 この法律は、平成十四年十月一日から施行する。ただし、第三条中老人保健法第七十九条の二の次に一条を加える改正規定は公布の日から施行する。

（施行期日）	第一条 この法律は、平成十六年三月三十一日までに施行する。ただし、第六条の規定は、当該各号に定める日から施行する。
（施行期日）	二号）抄
（施行期日）	第一条 この法律は、平成十六年三月三十一日までに施行する。ただし、第六条の規定は、当該各号に定める日から施行する。
（施行期日）	三号）抄
（施行期日）	第一条 この法律は、平成十六年三月三十一日までに施行する。ただし、第六条の規定は、当該各号に定める日から施行する。
（施行期日）	四号）抄
（施行期日）	第一条 この法律は、平成十六年三月三十一日までに施行する。ただし、第六条の規定は、当該各号に定める日から施行する。
（施行期日）	五号）抄
（施行期日）	第一条 この法律は、平成十六年三月三十一日までに施行する。ただし、第六条の規定は、当該各号に定める日から施行する。
（施行期日）	六号）抄
（施行期日）	第一条 この法律は、平成十六年三月三十一日までに施行する。ただし、第六条の規定は、当該各号に定める日から施行する。
（施行期日）	七号）抄
（施行期日）	第一条 この法律は、平成十六年三月三十一日までに施行する。ただし、第六条の規定は、当該各号に定める日から施行する。

（施行期日）	第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。
（施行期日）	二号）抄
（施行期日）	第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。
（施行期日）	三号）抄
（施行期日）	第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。
（施行期日）	四号）抄
（施行期日）	第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。
（施行期日）	五号）抄
（施行期日）	第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。
（施行期日）	六号）抄
（施行期日）	第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。
（施行期日）	七号）抄
（施行期日）	第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。

（施行期日）	第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。
（施行期日）	二号）抄
（施行期日）	第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。
（施行期日）	三号）抄
（施行期日）	第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。
（施行期日）	四号）抄
（施行期日）	第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。
（施行期日）	五号）抄
（施行期日）	第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。
（施行期日）	六号）抄
（施行期日）	第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。
（施行期日）	七号）抄
（施行期日）	第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。

(その他経過措置の政令への委任)

第三十九条 この附則に規定するものほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (平成二十三年五月二日法律第四〇)

(施行期日) **抄** (平成二十三年五月二日法律第四〇)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(調整規定)

第十三条 この法律の施行の日が地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成二十三年法律第三十七号)の施行の日前である場合には、前条のうち、障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律附則

第一条第三号の改正規定中、「第七十三条」とあるのは、「第七十四条」と、同法附則に三条を加える改正規定中、「第七十三条」とあるのは、「第七十四条」と、「第七十五条」とあるのは、「第七十五条」と、「第七十六条」とあるのは、「第七十六条」とする。

附 則 (平成二十三年五月二日法律第五)

この法律は、新非訟事件手続法の施行の日から施行する。

附 則 (平成二十三年六月二十四日法律第七)

(施行期日) **抄** (平成二十三年六月二十四日法律第七)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附 則 (平成二十四年六月二十七日法律第五一)

(施行期日) **抄** (平成二十四年六月二十七日法律第五一)

第一条 この法律は、平成二十五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 第二条、第四条、第六条及び第八条並びに附則第五条から第八条まで、第十二条から第十六条まで及び第十八条から第二十六条までの規定 平成二十六年四月一日

附 則 (平成二十五年六月一九日法律第四七号) **抄** (平成二十五年六月一九日法律第四七号)

(施行期日) **抄** (平成二十五年六月一九日法律第四七号)

第一条 この法律は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条の規定 公布の日

二 附則第十六条の規定 刑法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第四十九号)の規定 平成二十八年四月一日

三 第十三条第一項及び第十四条第二項の改正規定 平成二十八年四月一日

(経過措置)

第二条 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(以下「旧法」という。)第三十三条第一項の規定により精神科病院に入院している者は、この法律による改正後の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(以下「新法」という。)第三十三条第一項(この法律の施行の日以下「施行日」という。)の前ににおいて旧法第二十条第一項各号の保護者がない場合又はこれら

の保護者がその義務を行うことができない場合にあっては、新法第三十三条第三項の規定により入院したものとみなす。

第三条 この法律の施行の際現に旧法第三十三条の四第一項の規定により精神科病院に入院している者は、新法第三十三条の七第一項の規定により入院したものとみなす。

第四条 この法律の施行の際現に旧法第三十八条の四の規定により精神科病院に入院中の者の保護者によりされている請求は、新法第三十八条の四の規定により当該入院中の者の家族等のうち当該保護者であった者(当該請求が旧法第二十一条の規定により当該入院中の者の保護者となつた者の居住地(居住地がないか、又は明らかでないときは、その者の現在地)を管轄する市町村長(特別区の長を含む。以下この条において同じ。)によりされている場合は、当該市町村長)によりされた請求とみなす。

第五条 行政府の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであつてこの法律の施行前にされた行政府の処分その他の行為又はこの法律の施行前にされた申請に係る行政府の不作為に係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なおお従前の例による。

第六条 この法律による改正前の法律の規定によつての不服申立てであつてこの法律の施行前にされた行政府の処分その他の行為又はこの法律の施行前にされた申請に係る行政府の不作為に係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なおお従前の例による。

第七条 附則第二条から前条まで、第十一条、第十二条、第十四条及び第十五条に定めるものの規定 平成二十六年四月一日

ほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

政府は、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行の状況並びに精神保健及び精神障害者福祉を取り巻く環境の変化を勘案して、医療保護入院における移送及び入院の手続きの在り方、医療保護入院者の退院による地域における生活への移行を促進するための措置の在り方並びに精神科病院に係る入院中の処遇、退院等に関する精神障害者者の意思決定及び意思の表明についての支援の在り方にて検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 (平成二十五年六月一九日法律第四九号) **抄 (平成二十五年六月一九日法律第四九号)**

(施行期日) **抄** (平成二十五年六月一九日法律第四九号)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第二条 この法律の施行の際現に旧法第三十三条第二項の規定により精神科病院に入院している者は、新法第三十三条第一項の規定により入院したものとみなす。

第三条 この法律の施行の際現に旧法第三十八条の四第一項の規定により精神科病院に入院中の者の保護者によりされている請求は、新法第三十八条の四の規定により当該入院中の者の家族等のうち当該保護者であった者(当該請求が旧法第二十一条の規定により当該入院中の者の保護者となつた者の居住地(居住地がないか、又は明らかでないときは、その者の現在地)を管轄する市町村長(特別区の長を含む。以下この条において同じ。)によりされている場合は、当該市町村長)によりされた請求とみなす。

第四条 行政府の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであつてこの法律の施行前にされた行政府の処分その他の行為又はこの法律の施行前にされた申請に係る行政府の不作為に係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なおお従前の例による。

第五条 附則第六条の規定(次号に掲げる改正規定を除く。)、第十一条の規定、第十五条中国民健康保険法第五十五条第一項の改正規定、同法第一百六十六条の二第一項第六号の改正規定(同法第八条第二十四項)を「同条第二十五項に改める部分に限る。」及び同法附則第五条の二第一項の改正規定、第十六条中老人福祉法第五条の二第三項の改正規定(住宅介護サービス費)の下に「地域密着型通所介護

される場合を含む。)により異議申立てが提起された处分その他の行為であつて、この法律の規定による改正後の法律の規定により審査請求に対する裁決を経た後でなければ取消しの訴え提起することができないこととされるものによる。

第六条 政府は、この法律の施行前に提起されたものについては、なお従前の例による。

第七条 不服申立てに対する行政府の裁決、決定その他の行為の取消しの訴えであつて、この法律の規定による改正後の法律の規定によりなお従前の例による。

第八条 政府は、この法律の施行後三年を目途とし、新法の施行の状況並びに精神保健及び精神障害者福祉を取り巻く環境の変化を勘案して、医療保護入院における移送及び入院の手続きの在り方並びに精神科病院に係る入院中の処遇、退院等に関する精神障害者者の意思決定及び意思の表明についての支援の在り方にて検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 (平成二六年六月一三日法律第六)

(施行期日) **抄** (平成二六年六月一三日法律第六)

第一条 この法律は、行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)の施行の日から施行する。

第二条 この法律の施行の際現に旧法第六十八条の四の規定により精神科病院に入院中の者の保護者によりされている請求は、新法第三十八条の四の規定により当該入院中の者の家族等のうち当該保護者であった者(当該請求が旧法第二十一条の規定により当該入院中の者の保護者となつた者の居住地(居住地がないか、又は明らかなないときは、その者の現在地)を管轄する市町村長(特別区の長を含む。以下この条において同じ。)によりされている場合は、当該市町村長)によりされた請求とみなす。

第三条 行政府の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであつてこの法律の施行前にされた行政府の処分その他の行為又はこの法律の施行前にされた申請に係る行政府の不作為に係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なおお従前の例による。

第四条 附則第六条の規定(次号に掲げる改正規定を除く。)、第十一条の規定、第十五条中国民健康保険法第五十五条第一項の改正規定、同法第一百六十六条の二第一項第六号の改正規定(同法第八条第二十四項)を「同条第二十五項に改める部分に限る。」及び同法附則第五条の二第一項の改正規定、第十六条中老人福祉法第五条の二第三項の改正規定(住宅介護サービス費)の下に「地域密着型通所介護

政令に定めるものを除き、この法律の施行の日以後におけるこの法律による改正後のそれぞれの法律の適用については、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

この法律の施行の日前にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

この法律の施行の日前にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定により國又は地方公共団体の機関に対し、報告、届出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、附則第二条から前条までの規定又は附則第十三条の規定に基づく政令に定めるもののか、これを、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当規定により國又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出その他の手続をしなければならない事項についてその手續がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

第十二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(政令への委任)

第十三条 附則第二条から前条までに規定するもののか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (平成三〇年七月一五日法律第七 九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略
二 第三条及び第五条の規定並びに附則第六条から第八条まで、第十一条及び第十二条の規定
定 令和二年四月一日
(施行期日)

**附 則 (令和元年六月一四日法律第三
七号) 抄**

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

**一 第四十条 第五十九条、第六十一条、第七
十五条(児童福祉法第三十四条の二十の改正
規定に限る)、第八十五条、第一百二条、第一百
七条(民間あせん機関による養子縁組のあ
する)。**

つせんに係る児童の保護等に関する法律第二
十六条の改正規定に限る。), 第百十一条、第一
百四十三条 第百四十九条、第一百五十二条、
第一百五十四条(不動産の鑑定評価に関する法
律第二十五条第六号の改正規定に限る。)及
び第六条の規定 公布の日

**二 第三条、第四条、第五条(国家戦略特別区
域法第十九条の二第一項の改正規定を除く。)
及び第六条の規定 公布の日**

、第二章第二節及び第四節、第四十一条(地
方自治法第二百五十二条の二十の改正規定
を除く。)、第四十二条から第四十八条まで、
第五十条、第五十四条、第五十七条、第六十
一条、第六十二条、第六十六条から第六十九条
まで、第七十五条(児童福祉法第三十四条の十
二の改正規定を除く。)、第七十六条、第七
十七条、第七十九条、第八十条、第八十二
条、第八十四条、第八十七条、第八十八条、
第九十条(職業能力開発促進法第三十条の十
二項第一号の改正規定を除く。)、第九十
五条、第九十六条、第九十八条から第一百条ま
で、第一百四条、第一百八条、第一百九
二条、第一百十三条、第一百十五条、第一百六
条、第一百十九条、第一百二十二条、第一百二十三
条、第一百三十三条、第一百三十五条、第一百三十
八条、第一百三十九条、第一百六十一条から第一百
六十三条まで、第一百六十六条、第一百六十九
条、第一百七十条、第一百七十二条(フロン類の
使用の合理化及び管理の適正化に関する法律
第二十九条第一項第一号の改正規定に限る。)
並びに第一百七十三条並びに附則第十六条、第
十七条、第二十条、第二十一条及び第二十三
条から第二十九条までの規定 公布の日から
起算して六月を経過した日

(行政庁の行為等に関する経過措置)

二 第二条 この法律(前条各号に掲げる規定にあ
ては、当該規定。以下この条及び次条において
同じ。)の施行の日前に、この法律による改正
前の法律又はこれに基づく命令の規定(欠格条
項その他の権利の制限に係る措置を定めるもの
に限る。)に基づき行われた行政庁の处分その
他の行為及び当該規定により生じた失職の効力
については、なお従前の例による。
(罰則に関する経過措置)

第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰
則の適用については、なお従前の例による。
(検討)

第七条 政府は、会社法(平成十七年法律第八十
六号)及び一般社団法人及び一般財團法人に關
する法律(平成十八年法律第四十八号)における
法人の役員の資格を成年被後見人又は被保佐
人であることを理由に制限する旨の規定につい
て、この法律の公布後一年以内を目途として検
討を加え、その結果に基づき、当該規定の削除
その他の必要な法制上の措置を講ずるものとす
る。

する法律(平成十八年法律第四十八号)における
法人の役員の資格を成年被後見人又は被保佐
人であることを理由に制限する旨の規定につい
て、この法律の公布後一年以内を目途として検
討を加え、その結果に基づき、当該規定の削除
その他の必要な法制上の措置を講ずるものとす
る。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該
各号に定める日から施行する。

附 則 (令和元年一二月一一日法律第七 一号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施
行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当
該各号に定める日から施行する。

**一 第七条中精神保健及び精神障害者福祉に
関する法律(以下「精神保健福祉法」という。)
の改正規定及び精神保健福祉法第五条
の改正規定(「精神病質」を削る部分に限
る。)並びに附則第三条、第二十三条及び第
四十三条の規定 公布の日**

、第九条中社債、株式等の振替に関する法律第
二百六十九条の改正規定(第六十八条第二項)
を「第八十六条第一項」に改める部分に限る。)
、第二十二条中民間資金等の活用による公共施
設等の整備等の促進に関する法律第五十六条第
二項及び附則第四条の改正規定、第四十一条中
第九十条(職業能力開発促進法第三十条の十
二項第一号の改正規定を除く。)、第九十
五条、第九十六条、第九十八条から第一百条ま
で、第一百四条、第一百八条、第一百九
二条、第一百十三条、第一百十五条、第一百六
条、第一百十九条、第一百二十二条、第一百二十三
条、第一百三十三条、第一百三十五条、第一百三十
八条、第一百三十九条、第一百六十一条から第一百
六十三条まで、第一百六十六条、第一百六十九
条、第一百七十条、第一百七十二条(フロン類の
使用の合理化及び管理の適正化に関する法律
第二十九条第一項第一号の改正規定に限る。)
並びに第一百七十三条並びに附則第十六条、第
十七条、第二十条、第二十一条及び第二十三
条から第二十九条までの規定 公布の日から
起算して六月を経過した日

(行政庁の行為等に関する経過措置)

**二 第二条の規定、第四条中児童福祉法第二
一条の五の七第一項、第三十三条の十八第一
項、第三十三条の二十第五項及び第三十三
条の二十二の改正規定並びに第三十三条の二十
三条の次に一条を加える改正規定、第七条の規
定(前号に掲げる改正規定を除く。)、第九条
中障害者の雇用の促進等に関する法律(以下
「障害者雇用促進法」という。)第五条、第二
十条、第二十二条、第四十五条の三第二項、
第三項及び第七項並びに第七十四条の三第三
項の改正規定、第十三条中身体障害者福祉法
第七十九条の規定、第八十九条中農林中央金庫及
び特定農水産業協同組合等による信用事業の再
編及び強化に関する法律附則第二十六条第一項
の改正規定並びに第一百二十四条及び第一百二十五
条の規定 公布の日**

、法律附則第十六条第一項の改正規定、第五十一
条中株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機
構法第二十七条の改正規定、第七十八条及び第
一百三十三条の改正規定、第七十七条中保険業法等の一部を改正する
法律附則第十六条第一項の改正規定、第五十一
条中保険業法等の一部を改正する法律第五十六条第
二項及び附則第四条の改正規定、第四十一条中
第九十条(職業能力開発促進法第三十条の十
二項第一号の改正規定を除く。)、第九十
五条、第九十六条、第九十八条から第一百条ま
で、第一百四条、第一百八条、第一百九
二条、第一百十三条、第一百十五条、第一百六
条、第一百十九条、第一百二十二条、第一百二十三
条、第一百三十三条、第一百三十五条、第一百三十
八条、第一百三十九条、第一百六十一条から第一百
六十三条まで、第一百六十六条、第一百六十九
条、第一百七十条、第一百七十二条(フロン類の
使用の合理化及び管理の適正化に関する法律
第二十九条第一項第一号の改正規定に限る。)
並びに第一百七十三条並びに附則第十六条、第
十七条、第二十条、第二十一条及び第二十三
条から第二十九条までの規定 公布の日から
起算して六月を経過した日

(行政庁の行為等に関する経過措置)

三 第二条 この法律は、令和五年四月一日から
施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当
該各号に定める日から施行する。

**一 次条並びに附則第三条、第五条及び第三十
八条の規定 公布の日**

**二 第二条、第二十四条、第三十六条及び第三十七
条の規定 令和五年四月一日**

(政令への委任)

三 第二条 この法律は、令和四年五月二五日法律第五
二号の規定 公布の日

(施行期日)

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施
行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当
該各号に定める日から施行する。

一 第三条 この附則に定めるもののか、この
法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定
める。

(政令への委任)

四 第二条 第三条の規定、第六条の規定、第八条中精
神保健福祉法第四条第一項の改正規定、第十
一条の規定、第十三条の規定(第二号に掲げる
条の規定、第十三条の規定(第二号に掲げる
改正規定を除く。)、第十四条の規定(同号に
掲げる改正規定を除く。)及び第十五条中精
神保健福祉士法第二条の改正規定(第五条
第十八条項)を「第五条第十九項」に改める部
分に限る。)並びに附則第六条、第二十七条、
第二十八条、第三十一条から第三十四条ま
で、第三十八条、第四十一条及び第四十二条
の規定 公布の日から起算して三年を超えた
い範囲内において政令で定める日

(検討)

五 第二条 政府は、この法律の施行後五年を目途と
して、この法律による改正後の障害者の日常生活
及び社会生活を総合的に支援するための法
律、児童福祉法、精神保健福祉法、障害者雇用
法

の規定 公布の日

(検討)

促進法及び難病の患者に対する医療等に関する法律の規定について、その施行の状況等を勘案しつつ検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第三条 政府は、精神保健福祉法の規定による本人の同意がない場合の入院の制度の在り方等に關し、精神疾患の特性及び精神障害者の実情等を勘査するとともに、障害者の権利に関する条約の実施について精神障害者等の意見を聴きつゝ、必要な措置を講ずることについて検討するものとする。

(精神保健指定医の指定の申請に関する経過措置)

による改正規定に限る。以下この条において同じ。)による改正後の精神保健福祉法(次条において同じ。)

八条第一項（第四号に係る部分に限る。）の規定は、第二号施行日以後にされた同項の申請に

（第七条第一項の規定による改正前の精神保健福祉法第十八条第一項（第四号に係る部分に限る。）

(措置入院者等に対する書面による通知に関する
の申請に係る指定については、たお前例は
よる。

第十一條 第二號改正後精神保健福祉法第二十一
條第七項、第二十九條第三項（第二號改正後精

第三十三条の三第一項の規定は、第一号施行日
より後、(第三条の八において準用する場合を含む。) 及び

以後に掲げられた第一号改正後料木本体例規名義第二十九条第三項若しくは第四項後段、第二十九条第一項、第二十九条の二第一項、第三十三条规定

第一項、第二項若しくは第三項後段に於ける第三条の七第一項若しくは第一項後段の規定による措置について適用し、第一号施行日前に採ら

れが第十七条の規定に、(改正前の)米村供給局規則法第二十一条第三項若しくは第四項後段、第十九条第一項、第二十九条の二第一項、第三十

三十三条の七第一項若しくは第二項後段の規定による措置については、なお従前の例による。

(因病休職の際現に適用する通則特例)
第十一條 この法律の施行の際現に第八条の規定
(附則第一条第四号に掲げる改正規定を除く。)

以下この項において同じ。)による改正前の精神保健福祉法第三十三条第一項又は第二項の規定により精神科病院に入院している者については、当該精神科病院の管理者は、施行日から一年を経過する日の前日までの間に、厚生労働省令で定めるところにより、その者がなお第八条の規定による改正後の精神保健福祉法(以下「新精神保健福祉法」という。)第三十三条第一項第一号に掲げる者に該当するかどうかについて精神保健指定医に診察させなければならぬい。

2 前項の規定による精神保健指定医による診察の結果、なお新精神保健福祉法第三十三条第一項第一号に掲げる者に該当するとされた者については、精神科病院の管理者は、同条第六項(第一号を除く。)から第九項までの規定の例により、その者を引き続き入院させることができる。

(入院措置時の入院の必要性に関する審査に関する経過措置)

第十三条 新精神保健福祉法第三十八条の三 精神保健福祉法第二十九条第一項の規定による入院措置を採つたときに係る部分に限る。)の規定は、施行日以後に同項の規定による入院措置を探つた場合について適用する。

(精神保健福祉法の一一部改正に伴う経過措置)

第十四条 刑法施行日の前日までの間における新精神保健福祉法第五十三条の三第一項及び第五十四条第二項の規定の適用については、これら二項の規定中「拘禁刑」とあるのは、「懲役」とする。刑法施行日以後における刑法施行日前にした行為に対するこれらの規定の適用についても、同様とする。

2 第四号施行日の前日までの間における新精神保健福祉法第二十九条の七第一号(新精神保健福祉法第三十三条の四において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同号中「第五条第十九項」とあるのは、「第五条第十八項」とする。

(政令への委任)

科目 教授する者